

# 信用事業業務検定試験 試験問題と解説

## 為替・決済実務



系統信用事業の人材育成機関

# 試験問題編



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

## 為替・決済実務

[問1] 決済業務の特色について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 資金決済に関する法律(資金決済法)により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。
- (2) 決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いが、他の金融機関と資金決済にかかる業務取扱いに際し、業務提携は行っていない。
- (3) 振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、確実、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済の取引に適している。
- (4) 為替金の入金や公共料金の支払いなどに際しては、金融機関の窓口に出向かなくても、自動振替決済により資金の決済をすることができる。
- (5) 決済業務は遠隔地の第三者を含む広域取引が多数あり、系統金融機関は業務区域を越えた代金決済を行うことができる。

[問2] 金融機関にとっての決済業務の重要性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の決済業務は、その殆どが流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。
- (2) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の大きな低コストの資金源となっている。
- (3) クレジットの支払いや給与・年金・株式配当金等の振込による受取は、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータである。
- (4) 決済業務の収益源は、決済機能提供という役務の対価として利用者から得られる手数料収入である。
- (5) インターネットバンキングによる振込などの無店舗取引は、従来の営業店窓口取引と比較すると飛躍的な取引コストの低減が期待できるものではないといわれている。

**[問3] 決済業務取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 金融機関の決済業務は、原則として、自店で完結せず、関係する金融機関や公共機関も多いため、正確かつ迅速に事務を遂行しなければならない。
- (2) 決済業務においては、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、通信時限、不渡返還時限などの「処理すべき日時」を厳守しなければならない。
- (3) 代金取立を委託された手形・小切手等の現物は、紛失・焼失などのないように、特に厳重に保管管理しなければならない。
- (4) 決済業務においては、顧客との間の取引事故防止や金融機関との間の事務処理ミスの発生防止に努めるほか、決済業務の取引内容については外部に漏らすてはならない。
- (5) 決済業務には、取扱金融機関として遵守すべき約束事があるが、これは系統金融機関内での取決めを遵守することであり、自組合内で定めた手続き等については適用されない。

**[問4] 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 為替の種類には、顧客の資金を他へ送金する「送金為替」と、顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる「取立為替」がある。
- (2) 為替で資金を送る方法には、小切手を使う方法と振込をする方法があるが、最も多く利用されているのは振込をする方法である。
- (3) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「貯金規定」に基づいて行う。
- (4) 手形等の取立依頼人と代金取立を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「代金取立規定」に基づいて行う。
- (5) 為替取扱店の役割を規定する用語として、実際に為替通知を発する取扱店を「仕向店」という。また、取立手形を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「委託店」といい、その取立を受託する取扱店または取引店を「受託店」という。

**[問5] 地方公共団体(甲)から依頼された「普通送金」の取組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 送金を依頼された金融機関は、甲より送金額を受領し、提出された送金小切手取組依頼書に基づき、甲が指定した金融機関・店舗を支払人とする送金小切手を作成する。
- (2) 送金を依頼された金融機関は、作成した送金小切手を甲が指定する受取人あてに郵便等で送付する。
- (3) 送金を依頼された金融機関は、送金小切手の支払金融機関あてに為替通知(普通送金取組案内)を発信する。
- (4) 支払金融機関は、受取人から呈示された送金小切手と受信している普通送金取組案内の内容を照合し、小切手用紙や受取人本人の確認など所定の確認手続を行ったうえ支払う。
- (5) 普通送金を取組んだ金融機関と支払金融機関間の為替貸借の決済は、送金取組日当日に発信された普通送金取組案内に基づき当日に行われる。

**[問6] 為替業務取扱いに関する根拠法令等について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取扱いに必要な内部規定を定めなければならない。
- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」である。
- (4) 農協で取扱う為替の員外利用は、「農業協同組合法」において組合員利用の一定の割合以内に制限されている。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」である。

**[問7] 内国為替取引の契約について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が内国為替取引に関する取扱上の諸事項（為替通知の授受、為替貸借の決済方法など）について合意したものである。
- (2) 為替取引契約を締結した金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負うことになる。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、一般に民法上の委任契約と解されている。
- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、民法上の消費寄託契約や事務管理などの要素が含まれているといわれている。
- (5) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いにより事故が起こり、損害が発生したときは、双方の金融機関が共同して事故の責任を負い、損害を賠償することになる。

**[問8] 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統為替取引契約は、為替契約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。
- (3) 系統為替取引契約は、契約当事者である農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金が、それぞれ為替契約書を相互に取交わして契約を成立させる。
- (4) 系統為替取扱準則は、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。
- (5) 県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、県内為替取引および為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。

**[問9] 全国銀行内国為替制度(全銀内為制度)の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 全銀内為制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (2) 全銀内為制度には、農林中金、信連、信漁連のほか信用事業を行う農協も加盟している。
- (3) 内国為替取扱規則は、加盟金融機関相互間の内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めた規定である。
- (4) 全銀内為制度における規則体系は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)の定款の規定に基づき業務方法書、業務方法書取扱規則および内国為替取扱規則の3つで構成されている。
- (5) 全銀ネットから出状される諸通達と各地区の銀行協会で制定する手形交換所規則や文書交換規定等も全銀内為制度を補足する規範となっている。

**[問 10] 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 内国為替取引の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送および文書為替の3つがある。
- (2) 金融機関が発信するテレ為替は、振込、代金取立および雑為替の3つが取扱いの対象となっている。
- (3) 文書為替は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込で特に急を要しない振込を取扱いの対象としている。
- (4) 文書為替の交換振込は、振込票を文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の「請求」で行う方式である。
- (5) 一般通信の通信種目(内訳)は、照会、依頼、連絡の3つである。

**[問 11] 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) テレ為替による「当日扱いの振込」は、被仕向店では仕向店から為替通知を受信した当日または翌営業日の営業時間開始時刻までに、受取人口座へ入金しなければならない。
- (2) テレ為替による為替通知の送達時間は、仕向店から被仕向店までおよそ1時間程度である。
- (3) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の7営業日前から1営業日前までの7日間に、振込通知を被仕向店に発信するものである。
- (4) MTデータ伝送の「文書為替」は、振込通知をMTデータ・ファイルの形式により、取組日の3営業日前から1営業日前、取組日の当日および翌営業日の5日間に発信し、取組日の当日から翌営業日までに受取人の口座に入金する方式である。
- (5) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するものであり、為替取引の「先日付振込」と「文書為替」以外の取扱いはできないことになっている。

**[問 12] 振込取引当事者間の法律関係(法的性質)について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との法律関係は、契約上の法律関係はないが、民法上の信義誠実の原則に則り、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務がある。
- (2) 他行為替における仕向金融機関と被仕向金融機関との法律関係は、委任契約はないが、民法上の事務管理と消費寄託の関係がある。
- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一金融機関の本支店または支店相互間の場合には法律関係はないが、内国為替取扱規則が適用される。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じ、被仕向金融機関は遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っている。
- (5) 振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込依頼を受付けた仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権(貯金債権)を有する。

**[問 13] 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関における振込通知の口座相違防止策について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所も電話番号も不明の場合には、振込を受付けることができない。
- (2) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入するとともに、受取人名の漢字の説明を記入する。
- (3) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。
- (4) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所と電話番号が判明しているときには、住所と電話番号を記入する。
- (5) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときは、そのいずれかを記入するとともに、受取人名の漢字の説明を記入する。

**〔問 14〕 振込契約について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼(振込契約の申込)と仕向金融機関の承諾によって成立する。
- (2) 振込依頼書の受取人名または金額が訂正されているときは、届出印による訂正または新しい依頼書により書き直してもらう。
- (3) 振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れ、振込金受取書を交付したときは振込契約が成立する。
- (4) 振込規定ひな型では、振込機(ATM)による振込契約の成立時期は、金融機関がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときとしている。
- (5) 電話による振込依頼に対して、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。

**〔問 15〕 振込資金および振込手数料について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統為替の場合に、自己宛小切手を受入れたときは、「タテン」を表示し、「起算日」に資金化日を表示して発信する。
- (2) 他行為替における他店券の受入れは、内国為替取扱規則において「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」とされている。
- (3) 本支店為替の場合には、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いが一般的である。
- (4) 振込資金の法的性質は、振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有する。
- (5) 振込手数料の法的性質は、委任事務処理に対する報酬ないし委任事務処理費用と解されている。

**〔問 16〕 犯罪収益移転防止法における取引時確認等について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 現金による為替取引で金額が10万円を超えるものは、特定取引等に該当する。
- (2) 通常取引で、個人顧客の取引時確認では、「本人特定事項」と「取引を行う目的」および「職業」の3つを確認しなければならない。
- (3) 通常取引で、法人顧客の取引時確認では、「本人特定事項」と「取引を行う目的」および「事業の内容」の3つを確認しなければならない。
- (4) 高リスク取引の場合は、通常取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には、「資産および収入の状況」の確認を行わなければならない。
- (5) 確認記録および取引記録等は、いずれも7年間保存しなければならない。

**[問 17] 犯罪収益移転防止法における本人特定事項の確認について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 個人顧客の場合の本人特定事項の確認とは、氏名と住居について公的証明書等により確認することをいう。
- (2) 有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付を受けた日の前3か月以内に作成されたものに限られる。
- (3) 個人顧客の場合の公的証明書には、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳は認められているが、在留カードや特別永住者証明書は認められていない。
- (4) 法人顧客の本人特定事項の確認では、本人確認書類として登記事項証明書、印鑑登録証明書を確認するだけでよい。
- (5) 本人特定事項の確認において、顧客または代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合または住居等の記載がない場合は、他の本人確認書類や補完書類(納税証明書など)の提示を受けて住居等の確認を行う。

**[問 18] 振込規定(ひな型)の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込機による振込の依頼内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、組合は責任を負わないとしている。
- (2) 振込通知の発信において、窓口での電信扱いの場合には、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがある。
- (3) 振込契約成立後に振込先の金融機関・店舗名を変更する場合には、組合所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してもらう。
- (4) 振込資金として受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を振込依頼人に対して通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、これを取消す。
- (5) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、振込依頼人にすみやかに通知し、組戻の手續に準じて、振込資金の受領等の手續きをとってもらう。

**[問 19] 振込事務における仕向金融機関の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、受取人名については、氏名を漢字で正確に記入してもらい、氏名にはフリガナを記入してもらう。
- (2) 振込依頼書記入上の留意点として、依頼人の氏名、住所、電話番号は、正確に記入し、氏名にはフリガナを記入してもらう。後日連絡の必要が生じる場合に備えて住所、電話番号は必ず記入してもらう。
- (3) 振込依頼人である顧客が取引時確認に応じない場合には、振込の依頼を拒絶しなければならない。
- (4) 貯金取引先が振込金額を誤記入した場合は、貯金取引印を押印して訂正してもらう。
- (5) 振込資金を現金または有価証券で受入れたときに、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額と振込手数料の合計額が5万円以上の場合、印紙税法にもとづいて所定の金額の収入印紙を貼付する。

**[問 20] 身体障がい者等からの振込依頼の受付について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 視覚に障がいのある人等から振込の訂正依頼あるいは組戻依頼を受けた際には、振込依頼書の代筆と同様な取扱いを行う。
- (2) 視覚に障がいのある人等から振込依頼書の代筆を依頼された場合、窓口担当者が顧客本人の自署が困難と判断した場合は、役席者が立会いのもとに窓口担当者が代筆を行う。
- (3) 視覚に障がいのある人等から仕向店が顧客に交付する振込金受取書の代読を依頼されたときは、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認する。
- (4) 視覚に障がいのある人等から同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に行うことができる。
- (5) 視覚に障がいがある人等の同行者にかかる本人確認書類による確認は、顧客本人と生計を共にする親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)で、仕向店の職員と面識のある親族が代筆する場合は省略できる。

**[問 21]** 仕向店における為替通知の送達について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取扱日欄の記入方法として、やむを得ず取組日に発信できず「取扱日」欄に発信日を記入する場合には、「備考」欄に「〇〇-〇〇アツカイ」と取組日を記入する。
- (2) 入金不能時の仕向店照会表示のコードは、照会を必要とする場合は「1」、照会を不要とする場合は「0」を記入する。
- (3) 系統金融機関の「本所」、「本店」を受信店欄に記入する場合は、「ホンシヨ」、「ホンテン」のいずれを記入してもよいことになっている。
- (4) 預貯金種目はコードを使用し、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」、その他は「9」と記入する。
- (5) 付帯物件付振込をテレ為替で取扱うときは、振込通知電文の備考欄に「フタイ-〇〇」として、付帯物件の件数を記入する。

**[問 22]** 文書為替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込の場合は、郵送途中の偽造振込票の投入などによる事故を防止するため、あらかじめ振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交わしている。
- (2) メール振込および交換振込において為替通知として使用する「振込票」には、「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されており、金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。
- (3) メール振込による通常の振込は、国庫金振込および公金の振込を対象としている。
- (4) 国庫金振込と公金の振込については、銀行間手数料の授受の対象外になっている。
- (5) 交換振込における付帯物件付振込については、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合で、急を要しないものであっても、取組日の翌営業日までには持出さなければならない。

**[問 23] 仕向店における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった組戻依頼書とともに振込金受取書および組戻手数料を提出してもらい、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認する。
- (3) 組戻依頼人が貯金者(取引先)でない場合は、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるかどうか照合する他、運転免許証等身分証明となる書面などにより慎重に調査する。
- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、組戻用文書またはテレ為替のいずれかで取扱う。
- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないので、返金になるまで時間がかかることを説明する。

**[問 24] 被仕向金融機関の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) テレ為替の為替通知に「タテン」表示と起算日が「02 - 15」とあった場合は、他店券受入れによる振込なので、この資金の払戻ができるのは、2月16日と17日が営業日の場合においては、2月17日以降である。
- (2) 振込金の貯金口座への入金は、振込規定において、振込による貯金の受入れを約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (3) MTデータ伝送の「先日付振込」の入金時期は、テレ為替による場合と異なり振込指定日の前営業日である。
- (4) 文書為替の入金時期は振込票を受領した日である。ただし、メール振込の場合には、自金融機関の振込センターと同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、振込センターが振込票の送付を受けた日の翌々営業日までに入金処理しなければならない。
- (5) 交換振込では、自金融機関の取引店(振込センターまたは交換母店)と同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、文書交換日の当日中に入金処理しなければならない。

**[問 25] 被仕向金融機関におけるテレ為替の入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 当日扱いの振込で、入金不能時の仕向店照会表示のコードが「照会必要」の場合は、直ちに「一般通信 [照会]」によって仕向店へ照会する。
- (2) 当日扱いの振込で、被仕向店の照会に対し、照会日の翌営業日までに仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金を返却することができる。
- (3) 当日扱いの振込で、入金不能分のうち取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記して資金を返送することができる。
- (4) 当日扱いの振込にかかる入金不能分の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替(当日)]」によって行う。
- (5) 先日付振込で、照会無回答分、照会省略分および照会不要分について、振込指定日に仕向店へ資金を返送する場合には、「付替 [その他の資金付替(当日)]」により行う。

**[問 26] 被仕向金融機関における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) テレ為替の当日扱いの振込で、振込通知が未着の場合はその到着を待って、また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。
- (2) 受取人から資金の返金に同意が得られた場合は、通常受取人から貯金払戻請求書または小切手を受取ることにより、資金の返金を受ける。
- (3) 大口内為取引を除く先日付振込について、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、被仕向店は組戻に応じなければならない。
- (4) 既に受取人の口座に入金済みで、受取人からの同意が得られず組戻に応じられない場合には、「一般通信 [回答]」により組戻不承諾の旨を回答する。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、資金を付替で返金するとともに、該当の振込票を仕向店へ郵送で返送する。

**[問 27] 雑為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 文書為替におけるメール振込の金融機関間の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関の取引店(振込センター)に対し「付替」で行う。
- (2) 集中取立・期近手形集中取立の資金を送付する場合は、為替種目「請求」により行う。
- (3) 集中取立・期近手形集中取立の不渡手形代り金および組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が「請求」で行う。
- (4) ATMの共同利用にかかる銀行間の提携により生ずる加盟銀行間の決済のための資金決済は、内国為替制度上の取引でないので、雑為替の対象外である。
- (5) 雑為替は、取組日当日とする当日扱いのみの取扱いであり、先日付扱いの「付替」、「請求」の取扱いはできない。

**[問 28] 一般通信の通信種目について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 振込で被仕向店から受取人名の照会を受けて、これに回答する場合は「回答」で行う。
- (2) 振込で仕向店に対して、被仕向店から入金不能分の照会は「照会」で行う。
- (3) 振込で被仕向店あてに受取人の口座番号の訂正を依頼する場合は、「訂正」で行う。
- (4) 振込で被仕向店あてに組戻を依頼する場合は、「依頼」で行う。
- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、「連絡」で行う。

**[問 29] 仕向金融機関におけるテレ為替の電文の取消・訂正について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 金融機関の錯誤により、振込通知を重複発信したときは、一般通信〔依頼〕で組戻を依頼する。
- (2) 「振込(先日付)」の振込指定日を誤発信した場合は、一般通信〔依頼〕で訂正を依頼する。
- (3) 「振込(当日)」の取消は、誤って発信した電文発信日の当日中に取消依頼電文を発信する必要がある。
- (4) 「振込(先日付)」の取消依頼電文は、振込指定日の翌営業日までに発信しなければならない。
- (5) 振込で被仕向店あてに取消を依頼するときの取消依頼電文は、一般通信〔取消〕で行う。

**[問 30] 内国為替取引の事故処理について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 系統金融機関相互間の内国為替取引にかかわる事故によって損害を生じた場合は、系統内国為替取扱規則の「責任の範囲」で決められた基準によって処理する。
- (2) 内国為替取引にかかわる事故において、関係系統金融機関相互間で解決しない場合は、信連に事故裁定を申請することができる。
- (3) 内国為替取引にかかわる事故において、系統金融機関と銀行等の間で解決しない場合は、農林中金を通じて全銀ネットに事故裁定を申請することができる。
- (4) 組戻手形の代り金の過大請求があった場合、金融機関間で協議のうえ、自己宛小切手等の授受によって決済することができる。
- (5) 金融機関間の資金決済取引で、発信金融機関の過誤によって、受信金融機関に資金負担が生じた場合は、発信金融機関に対して過怠金を請求することができる。

**[問 31] 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が取引先や自己の本支店あるいは他の金融機関から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うことから、民法に定める委任と解されている。
- (2) 取立依頼人と委託金融機関の関係は、委任契約の当事者関係が存在する。
- (3) 取立依頼人と委託金融機関の関係において、委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める善良なる管理者の注意義務がある。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および両金融機関で締結された為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、金融機関が取立手形を支払人に呈示し、支払人は手形の支払いに応じることから、代金取立契約が存在する。

**[問 32] 代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、証券類は貯金口座に直ちに受入れできないものとします。**

- (1) 約束手形、小切手
- (2) 公社債・利札
- (3) 受付時に金額の確定していない旅館券
- (4) 他の金融機関の預貯金証書、預貯金通帳
- (5) 自店参加の手形交換所で取立ができる小切手

**[問 33] 代金取立規定(ひな型)に定める規定の内容について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 証券類の組戻を依頼する場合には、支払期日の当日までに所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出する。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地は、当組合は補充する義務を負わない。
- (3) 期日入金手形として取扱ったものについては、手形金額を支払期日に貯金元帳へ入金記帳し、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金としない。
- (4) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するととどめ、引受けおよび支払いのための呈示する義務を負わない。
- (5) 証券類の取立の発送時期については、当組合の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当組合が適当と認める時期、方法により発送する。

**[問 34] 代金取立手形として取扱った証券類が不渡になった場合の委託金融機関における取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 不渡になった旨は、直ちに取立依頼人に通知する義務がある。
- (2) 不渡通知は届出の住所あてに発信する。
- (3) 期日入金手形は入金記帳を取消す。
- (4) 不渡となった証券類の返却は受入店にて行う。
- (5) 権利保全手続はいっさい行わない。

**[問 35] 手形の裏書と裏書の効力について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 手形法においては、裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされるが、実質的な権利者である場合に限り、手形上の権利を行使することができる。
- (2) 取立委任裏書における裏書人は、手形上の実質的な権利者である。
- (3) 裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者となることを、資格授与的効力という。
- (4) 被裏書人として記載された者に手形上の権利者としての資格が認められることを、権利移転的効力という。
- (5) 裏書人は被裏書人に対しては、手形金額を償還する義務があるという担保的効力はあるが、その後の手形関係人に対しては、担保的効力はない。

**[問 36]** 小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて10日間である。
- (2) 支払委託の取消は、呈示期間内のみ効力がある。
- (3) 記名式小切手は譲渡することはできない。
- (4) 小切手に線引をすることができるのは、振出人または所持人である。
- (5) 一般線引を特定線引にすることはできない。

**[問 37]** 不渡手形の返還と不渡処分について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 東京手形交換所においては、やむを得ない理由により、不渡手形を逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日午前10時までに持出金融機関の店舗に店頭返還することができる。
- (2) 手形・小切手が不渡になった場合、手形交換所規則によって手形・小切手の支払金融機関は不渡返還する手形・小切手に必ず不渡事由を付記することになっているが、不渡事由が「紛失」、「偽造」、「変造」の場合は、第2号不渡事由として不渡届の提出は不要である。
- (3) 第1号不渡事由の「資金不足」と第2号不渡事由の「契約不履行」とが重複しているときには、第1号不渡事由である「資金不足」が優先する。
- (4) 1回目の不渡手形・小切手の交換日から1年以内に2回目の不渡を出したときに、手形・小切手を不渡とした振出人または引受人は、取引停止処分となる。
- (5) 異議申立にあたって、不渡事由が契約不履行、偽造、変造の場合は、異議申立提供金の免除を請求できる。

**[問 38]** 代金取立の取立方式、仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協(信連の権利義務を承継した農協を除く)、漁協(信漁連の機能を承継した漁協を除く)、水加協の集中取立の仕組みは、自県信連、自県信漁連、農林中金の集手センターを通じて集中取立の取引を行っており、標準的な例では手形期日の15営業日前までにセンターに到着するよう手形の発送を行う。
- (2) 集中取立の対象となる証券の種類は、約束手形と為替手形および小切手のみである。
- (3) 個別取立は、委託店・受託店間で、手形の授受、入金報告または不渡通知を手形1件単位で行う方式である。
- (4) 集中取立は期日当日に依頼人の貯金口座に入金し、払戻可能日は期日の翌々営業日である。
- (5) 代金取立における委託店の事務を大別すると、①受付・点検、②取立依頼、③期日管理、④入金処理、⑤不渡処理、⑥組戻処理に区分される。

**[問 39] 不渡手形の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 手形類が不渡となったときは、交換持出手形については、支払金融機関が不渡宣言の付箋を貼付(小切手の場合は小切手面に不渡宣言の記載)するので、内容を点検したうえ自店の交換印を取消す。
- (2) 依頼人への不渡手形の返却は、依頼人から返却手形受取書と不渡手数料を受け取り、受取書の受領印を貯金取引用の届出印と照合し、依頼人本人であることを確認する。
- (3) 個別取立において、不渡通知発信票を作成し発信する場合、「金額欄」は手形金額を記入する。
- (4) 委託店へ不渡手形を郵送で返却する場合は、返却手形送達状を添付して、書留または簡易書留郵便を利用する。
- (5) 委託店の事務として、不渡手形を依頼人へ返却する際は、取立委任裏書(またはスタンプ)を抹消して、不渡手形を返却する。

**[問 40] 取立手形の組戻処理について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 委託店は、取立依頼人から組戻の申出があったときは、取立手形組戻依頼書と代金取立手形預り証の提出を求める。
- (2) 委託店は、取立手形組戻依頼書に基づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、「一般通信 [依頼]」により発信する。
- (3) 受託店の処理として、組戻依頼が集中取立の場合は、応諾する場合の回答は「一般通信 [回答]」によって発信するが、不承諾の場合の回答は「一般通信 [連絡]」によって発信する。
- (4) 受託店が組戻手形を手形交換にすでに持出済の場合は、手形交換所所定の方法により、役席者から支払金融機関の役席者に対して「依頼返却」の手続きを行う。
- (5) 受託店は、集中取立にかかる組戻分の資金請求を、期日またはその翌営業日に組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求 [集手・期近の不渡通知]」により資金を請求する。

**[問 41] 公金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する資金のことを指すが、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことである。
- (2) 公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。
- (3) 国庫には、現金や預金を含み、有価証券や不動産などは除かれる。
- (4) 国庫金の種類は、日本銀行国庫金取扱規程において、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金などがある。
- (5) 歳入金は、国の予算制度上、毎年度ごとに一般会計と特別会計に区分して予算に計上される。

**[問 42] 国庫金振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 農協・漁協の店舗における国庫金振込の事務取扱いは、信連、信漁連の復代理人として取扱っている。
- (2) 国庫金振込の事務を取扱う店舗は、日本銀行から取扱いの承認を受けた歳入代理店の指定店舗に限られている。
- (3) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の振込要項と一致する貯金口座がなかった場合は、被仕向店の判断により入金してはならない。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日までに、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あて発信し、資金返金処理を行う。
- (5) 国庫金振込事務に関する関係帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議の作成や、シュレッダー等の廃棄時の職員の立合いは不要である。

**[問 43] 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されるが、65歳に達して被保険者・組合員等の期間を所定規定にもとづき合算して20年を満たしていることが支給要件である。
- (2) 老齢基礎年金の満額支給は、25年間保険料を納付した場合である。
- (3) 老齢基礎年金の計算において、保険料免除期間(月数)は年金額の計算には含まれない。
- (4) 厚生年金の保険料は、事業主が3分の1を負担し、被保険者が3分の2を負担している。
- (5) 老齢基礎年金を受けられる人が、厚生年金に1か月でも加入したことがあれば、老齢厚生年金が受けられる。

**[問 44] 給与振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 仕向金融機関における受給者の口座相違防止として、振込通知の記載では受給者名と口座番号の2つが必須要件である。
- (2) テレ為替方式による振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の7営業日前から2営業日前までとなっている。
- (3) テレ為替方式による振込通知の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」、その他は「9」の略語を使用する。
- (4) 被仕向金融機関は、振込指定日の午前10時(国家公務員の給与振込は営業開始時刻)から支払いができるように入金処理しなければならない。
- (5) 被仕向店は、入金不能が発生した場合、為替担当役者相互間による電話連絡を省略し、すみやかに仕向店へ雑為替「付替 [その他の資金付替(当日)]」により資金を返送する。

**[問 45] 年金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国庫金扱いの年金振込の対象(国庫金年金)は、国民年金、厚生年金、船員保険年金、労災年金である。
- (2) 民間資金扱いの年金振込の対象となるものは、各種共済組合等から支払われる年金給付金で、国家公務員共済組合年金などの公的年金と、企業年金などの私的年金である。
- (3) 各共済組合の支払時期は、国民年金の基礎年金の支給時期に合わせて、定時払年金の支給月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回である。
- (4) 国庫金扱い年金の振込指定日または民間資金扱い年金の支払い開始日の定めがある年金給付金については、原則として振込指定日または支払開始日の当日に払戻しができるように、年金受給者本人の貯金口座に振込まなければならない。
- (5) 国民年金や厚生年金などにおいて、年金受給者が年金支給官署等へ提出する年金請求書等または支払機関変更届等には、金融機関の確認印(証明印)は不要である。

**[問 46] 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者(利用者)の三者で、三者の法律関係は委任契約とされている。
- (2) 口座振替の金融機関のメリットとしては、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ取引が定着化することと、当座性の資金が滞留し貯金の増加につながるなどがある。
- (3) 系統の口座振替の仕組みで最も多い例は、信連・信漁連が収納機関と委託契約を結び、農協・漁協との間で再委託契約を行って、実務は個々の農協・漁協の本支所が行う方式である。
- (4) 口座振替の振替日は、貯金者の希望する振替日を振替指定日とする。
- (5) 口座振替の取扱データが磁気テープ等の場合は、農協・信連間、漁協・信漁連間委託に基づき、センターカット方式により、電算センターにおいて農協・漁協の貯金者口座から個別に請求金額の引落処理が行われる。

**[問 47] 歳入金の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) 歳入金の代表的なものとしては、法人税・所得税・消費税のほか、国民年金保険料などがある。
- (2) 歳入金を受入事務において、オンライン取次方式による農協等の窓口で受入ることができる歳入金は、国税収納金整理資金に限られている。
- (3) 歳入金を受入事務において、交通反則金についてのみ関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎても受入ることができる。
- (4) 歳入金を受入事務において、納付金額の合計金額が訂正されている場合は、納付者の訂正印があれば受入ることができる。
- (5) 系統金融機関の歳入金取扱店舗窓口では、国庫金である、返納金納入告知書、返納金納付書は受入ることができる。

**[問 48] マルチペイメントネットワークシステム(MPN)について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) MPNには、系統では、農林中金が業態会員として、農協・信連、漁協、信漁連が準会員として参加している。
- (2) MPNによる収納サービスでは、公共料金・税金等の支払いが窓口、ATM、パソコン、モバイルなどで可能である。
- (3) 利用者がMPNの収納サービスが利用できるのは、「ペイジーマーク」(Pay-easy)のついた納付書に限られる。
- (4) 系統では、MPNによる収納サービスを、窓口での収納は扱っているが、インターネットバンクでの収納は扱っていない。
- (5) MPNの導入によるメリットは、農協・漁協では帳票による収納に比べて、納付書の仕分けや発送作業等に伴う事務処理負担が軽減されることである。

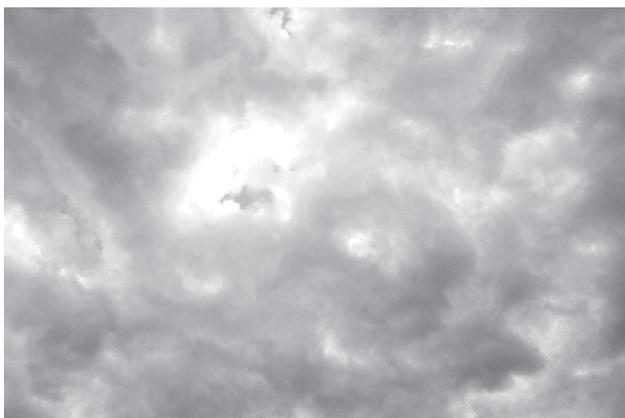
**〔問 49〕 系統のクレジットカード「J Aカード・マリンクレジットカード」の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) クレジットカードの基本機能は、ショッピングとキャッシングの2つの機能である。
- (2) J Aカード・マリンクレジット(一般カード)の次年度の年会費は、ショッピング利用が年間10万円以上または電気料金の支払い、携帯電話料金の支払いのいずれかを満たせば無料となる。
- (3) J Aカード・マリンクレジットカード(ゴールドカード)の年会費は、家族2名まで無料である。
- (4) J Aカード・マリンクレジットカードのキャッシング(1回払い)の融資利率は、18.00%である。
- (5) J Aカード・マリンクレジットカードの一般カードとゴールドカードには、国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険が付保されている。

**〔問 50〕 デビットカードの取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。**

- (1) デビットカードを加盟店で利用しても、利用者の利用手数料はかからない。
- (2) 利用者の利用代金の支払方法には、2回までの分割払いがある。
- (3) デビットカードの利用時間は、加盟店の営業時間内で、かつ、午後11時までである。
- (4) 利用者の利用代金の決済には、総合口座は利用できない。
- (5) デビットカードとして利用できるキャッシュカードは、カードに「Debit」の機能が登録されている特別に作成したカードに限られる。

# 「試験問題解説編」



平成27年2月7日実施

〈第36回〉

# 目 次

## 内 国 為 替 の 基 本 等

問 1	決済業務の特色	26
問 2	決済業務の重要性	27
問 3	決済業務取扱上の留意点	28
問 4	内国為替業務の取扱い	29
問 5	「普通送金」の取組み	30
問 6	為替業務取扱いの根拠法令等	30
問 7	内国為替取引の契約	31
問 8	系統為替取引契約	32
問 9	全国銀行内国為替制度	33
問10	内国為替取引の取扱方式と利用基準	34

## 振 込 , 送 金 , 雑 為 替

問11	振込の取扱方式	35
問12	振込取引当事者間の法的性質	36
問13	内国為替取扱規則における口座相違防止策	37
問14	振込契約	37
問15	振込資金および振込手数料	38
問16	犯罪収益移転防止法／取引時確認	39
問17	犯罪収益移転防止法／本人特定事項の確認	40
問18	振込規定	41
問19	振込依頼の受付	42
問20	身体障がい者等からの振込依頼の受付	43
問21	為替通知の送達	44
問22	文書為替の取扱い	45
問23	組戻の取扱い	45
問24	振込金の貯金口座への入金	46

問25	入金不能分の処理	47
問26	被仕向金融機関における組戻の取扱い	48
問27	雑為替の取扱い	49
問28	一般通信の通信種目	50
問29	電文の取消・訂正	50
問30	内国為替取引の事故処理	51
<b>代金取立，手形・小切手</b>		
問31	代金取立の法的性質と当事者の法律関係	52
問32	代金取立の対象とならない証券類	52
問33	代金取立規定（ひな型）	53
問34	証券類の不渡	54
問35	手形の裏書と裏書の効力	54
問36	小切手の取扱い	55
問37	不渡手形の返還と不渡処分	56
問38	取立事務の仕組み	57
問39	不渡の処理	58
問40	組戻の処理	59
<b>決 済 業 務</b>		
問41	公金の制度	59
問42	国庫金振込の仕組み	60
問43	公的年金制度	61
問44	給与振込の事務	62
問45	年金振込	63
問46	口座振替の取扱い	64
問47	歳入金の取扱い	64
問48	マルチペイメントネットワークシステム（MPN）	65
問49	系統のクレジットカード	66
問50	デビットカードの取扱い	67

# 正解と解説

## 為替・決済実務

### ●内国為替の基本等

#### 決済業務の特色

問 1 決済業務の特色について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 資金決済に関する法律（資金決済法）により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。
- (2) 決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いが、他の金融機関と資金決済にかかる業務取扱いに際し、業務提携は行っていない。
- (3) 振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、确实、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済の取引に適している。
- (4) 為替金の入金や公共料金の支払いなどに際しては、金融機関の窓口に出向かなくても、自動振替決済により資金の決済をすることができる。
- (5) 決済業務は遠隔地の第三者を含む広域取引が多数あり、系統金融機関は業務区域を越えた代金決済を行うことができる。

正解率 79%

正解 (2)



#### ↳解説

- (1) 資金の振替決済を行う決済業務は、金融機関に認められた業務であるが、平成22年4月に施行された「資金決済に関する法律（資金決済法）」により、金融機関以外の者でも登録を受けることにより為替取引を行うことが可能である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 決済業務取引の受取人と支払人の口座は、通常、金融機関を異にしていることが多いため、他の金融機関と資金決済の業務提携を行うことが不可欠である。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 現金通貨が少量、少額の決済取引に向いているのに対して、振替決済業務は、コンピュータ化の進展に伴い、極めて安全、确实、迅速な処理が可能となったため、大量、多額の資金決済に最も適している。したがって、(3)は正しい。
- (4) 為替金の入金や第三者からの口座振込のほか毎月生じる公共料金の支払い

などの際し、その都度、金融機関の窓口に出向かなくても、自動振替決済により資金の決済をすることができるので、顧客にとって資金の決済が便利である。したがって、(4)は正しい。

- (5) 決済業務は、貯金や貸付のように店舗所在地の地元顧客だけでなく、遠隔地の第三者を含む広域にわたる取引が多数あり、系統金融機関は業務区域を越えた代金決済を行うことができる。したがって、(5)は正しい。

## 決済業務の重要性

**問 2** 金融機関にとっての決済業務の重要性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の決済業務は、その殆どが流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。
- (2) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、この資金の滞留分が金融機関の大きな低コストの資金源となっている。
- (3) クレジットの支払いや給与・年金・株式配当金等の振込による受取は、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータである。
- (4) 決済業務の収益源は、決済機能提供という役務の対価として利用者から得られる手数料収入である。
- (5) インターネットバンキングによる振込などの無店舗取引は、従来の営業店窓口取引と比較すると飛躍的な取引コストの低減が期待できるものではないといわれている。

正解率 79%

正解 (5)

### 解説

- (1) 金融機関の決済業務は、その殆どが当座貯金や普通貯金等の流動性貯金の口座からの支払いないし振替により行われているので、流動性資金の捕捉ができる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 決済業務を通じて移動する資金は、巨額に達し、決済資金は決済日前に入金されるので、決済まで一時的に一定の資金が貯金口座に滞留する。この資金の滞留分が金融機関の大きな低コストの資金源となっている。したがって、(2)は正しい。
- (3) クレジットやデビットカード等の支払いや給与・年金・株式配当金等の振込による受取は、いずれも貯金口座が利用されている。こうした貯金口座への入金や支払いは、情報という側面からみれば、顧客の家計取引情報であり、顧客のニーズ、行動パターン等を捕捉し、個々の顧客のニーズにあった商品・機能サービスをタイミングよく提供するための極めて貴重なデータであり、金融機関は、こうした決済業務を通じて得た情報を戦略的に活用できる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 決済業務の収益源は、決済機能提供という役務の対価として利用者から得られる手数料収入であるので、決済業務の拡大が金融機関の大きな収入となる。したがって、(4)は正しい。
- (5) インターネットバンキングによる振込などの無店舗取引は、従来の営業店

窓口取引のコストと比較すると、窓口取引の約1/100のコストといわれており、飛躍的な取引コストの低減が期待できる。そのため顧客の囲い込みを狙った手数料の戦略的活用が行われている。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 決済業務取扱上の留意点

問 3 決済業務取扱上の留意点について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の決済業務は、原則として、自店で完結せず、関係する金融機関や公共機関も多いため、正確かつ迅速に事務を遂行しなければならない。
- (2) 決済業務においては、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、通信時限、不渡返還時限などの「処理すべき日時」を厳守しなければならない。
- (3) 代金取立を委託された手形・小切手等の現物は、紛失・焼失などのないように、特に厳重に保管管理しなければならない。
- (4) 決済業務においては、顧客との間の取引事故防止や金融機関との間の事務処理ミスの発生防止に努めるほか、決済業務の取引内容については外部に漏らしてはならない。
- (5) 決済業務には、取扱金融機関として遵守すべき約束事があるが、これは系統金融機関内での取決めを遵守することであり、自組合内で定めた手続き等については適用されない。

正解率 97%

正解 (5)

#### 解説

- (1) 決済業務の「生命」は、正確なことで、迅速なことにある。金融機関の決済業務は、原則として、自店で完結せず、関係する金融機関や公共機関も多いため、ちょっとしたミスでも、予想以上に広い範囲の「迷惑」や「問題」となるので、「正確・迅速な事務」を遂行しなければならない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 決済業務においては、振込指定の定めのある給与・年金などの振込日、公共料金・自動送金など貯金口座の振替日、確定日払い手形などの事務処理日、振込や照会などの通信時限、不渡手形の不渡返還時限などの「処理すべき日時」を厳守しなければならない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 代金取立を委託された手形・小切手等の現物や、送金小切手用紙などの重要用紙類は、紛失・盗難・誤廃棄・焼失などのないように、「物の確実な保管管理」を特に厳重にしなければならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 決済業務においては、顧客との間の取引事故が発生しないように防止に努めるほか、金融機関との間の事務処理ミス発生防止にも十分留意し、さらに、決済業務の取引内容については外部に漏らしてはならず、「事故防止と機密保持」に努めなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 決済業務には、他の金融機関とも業

務提携しており、取扱金融機関として必ず守らなければならない約束事がある。さらに系統金融機関内での取決めや自組合内で定めた手続等についても「約束事の遵守」をしなければならない。したがって、(5)が誤りであり、これが本問の正解である。

## 内国為替業務の取扱い

問 4 内国為替業務の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替の種類には、顧客の資金を他へ送金する「送金為替」と、顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる「取立為替」がある。
- (2) 為替で資金を送る方法には、小切手を使う方法と振込をする方法があるが、最も多く利用されているのは振込をする方法である。
- (3) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「貯金規定」に基づいて行う。
- (4) 手形等の取立依頼人と代金取立を受付けた金融機関との両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、「代金取立規定」に基づいて行う。
- (5) 為替取扱店の役割を規定する用語として、実際に為替通知を発する取扱店を「仕向店」という。また、取立手形を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「委託店」といい、その取立を受託する取扱店または取引店を「受託店」という。

正解率 88%

正解 (3)



### 解説

- (1) 為替の種類には、顧客の資金を他へ

送金する「送金為替」としての送金（国庫送金を含む）と振込（国庫金振込を含む）および顧客の手形等の金銭債権を債務者から取り立てる「取立為替」としての代金取立がある。したがって、(1)は正しい。

- (2) 送金為替には、送金依頼人が送金小切手を受取人に送付し、受取人が支払指定金融機関に小切手を呈示して現金化する普通送金と、受取人の取引金融機関の預貯金口座に送金する振込の2つの方法があるが、現在、最も多く利用されているものは振込による方法である。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込依頼人と振込を受付けた金融機関の両者間の権利・義務関係および受付後の各種の取扱いは、貯金規定ではなく「振込規定」に基づいて取扱う。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 代金取立規定は、代金取立に関する取立依頼人と金融機関の間の権利・義務関係および受託後における各種取扱いなどを具体的に定めた普通取引約款である。取引先は取立委任にあたり、規定の内容についてすべてを承認しなければならない付合契約である。
- (5) 為替取扱店の役割を規定する用語として、振込依頼人から振込の依頼を受け、振込依頼書に基づいて為替通知を発する取扱店を「仕向店」といい、為替通知を受信する取扱店を「被仕向店」という。また、顧客から手形等の取立依頼を受け、当該手形等を他の金融機関へ送付して取立を委託する取扱店を「委託店」といい、その取立を受託する

取扱店または取引店を「受託店」という。  
したがって、(5)は正しい。

## 「普通送金」の取組み

問 5 地方公共団体(甲)から依頼された「普通送金」の取組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 送金を依頼された金融機関は、甲より送金額を受領し、提出された送金小切手取組依頼書に基づき、甲が指定した金融機関・店舗を支払人とする送金小切手を作成する。
- (2) 送金を依頼された金融機関は、作成した送金小切手を甲が指定する受取人あてに郵便等で送付する。
- (3) 送金を依頼された金融機関は、送金小切手の支払金融機関あてに為替通知(普通送金取組案内)を発信する。
- (4) 支払金融機関は、受取人から呈示された送金小切手と受信している普通送金取組案内の内容を照合し、小切手用紙や受取人本人の確認など所定の確認手続を行ったうえ支払う。
- (5) 普通送金を取組んだ金融機関と支払金融機関間の為替貸借の決済は、送金取組日当日に発信された普通送金取組案内に基づき当日に行われる。

正解率 62%

正解 (2)

### 解説

- (1) 送金を依頼された金融機関は、甲から送金額と所定事項が記載された「送金小切手取組依頼書」を受領し、この依頼書に基づき当該金融機関を振出人

とし、甲が指定した金融機関・店舗を支払人とする「送金小切手」を作成して甲に交付する。なお、送金依頼人(甲)は、地方公共団体に限定されている。したがって、(1)は正しい。

- (2) 金融機関より送金小切手の交付を受けた甲は、指定する受取人あてに送金小切手を郵便等で送付する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 甲より送金を依頼された金融機関は、送金小切手の支払金融機関あてに為替通知「普通送金取組案内」を発信する。支払金融機関は、普通送金取組案内に基づく金額を支払いまでの間、別段貯金に入金しておく。したがって、(3)は正しい。
- (4) 支払金融機関は、受取人から呈示された送金小切手と先に受信している普通送金取組案内の内容を照合、使用されている小切手用紙や受取人本人の確認など所定の確認手続を行ったうえ、小切手金額を別段貯金から払い出して、小切手と引き換えに支払う。したがって、(4)は正しい。
- (5) 普通送金を取組んだ金融機関と支払金融機関間の為替貸借の決済は、送金取組日当日に発信された普通送金取組案内に基づき当日に行われ、小切手の呈示があるまで、支払金融機関の別段貯金に資金が滞留することになる。したがって、(5)は正しい。

## 為替業務取扱いの根拠法令等

問 6 為替業務取扱いに関する根拠法令等に

ついて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、その法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。
- (2) 系統金融機関が業として為替を営む場合は、為替取引をする他の金融機関と為替取引契約を結び、為替取引に必要な内部規定を定めなければならない。
- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」である。
- (4) 農協で取扱う為替の員外利用は、「農業協同組合法」において組合員利用の一定の割合以内に制限されている。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」である。

正解率 80%

**正解** (4)



## 解説

- (1) 金融機関は、法律により為替業務を取扱うことが認められている。系統金融機関が業として為替を営む場合は、農業協同組合法または水産業協同組合法等の法律上の根拠に基づいて、定款に為替業務を取扱うことを定めなければならない。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統金融機関の為替取引契約は、系統内の為替契約書と他行との間は全国銀行内国為替制度への加盟により成立する。また、内部規定として、信用事業規程や内国為替事務取扱手続等を定

める必要がある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 農協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「農業協同組合法」(第10条6項2号、8号)および「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」(第7条)である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 農協で取扱う為替の員外利用は、昭和57年8月の「農業協同組合法」の改正において、為替の員外利用者の制限および為替取引契約の相手方の制限が撤廃されて、昭和59年8月から全国銀行内国為替制度に加盟している。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 信用事業を行う漁協および水加協の内国為替業務取扱いの根拠法令は、「水産業協同組合法」(第11条3項2号、7号)および「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」(第5条)に基づいている。したがって、(5)は正しい。

## 内国為替取引の契約

**問 7** 内国為替取引の契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が内国為替取引に関する取扱上の諸事項(為替通知の授受、為替貸借の決済方法など)について合意したものである。
- (2) 為替取引契約を締結した金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負うことになる。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、一般に民法

上の委任契約と解されている。

- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、民法上の消費寄託契約や事務管理などの要素が含まれているといわれている。
- (5) 為替取引契約を締結した金融機関で、契約内容に違反した取扱いにより事故が起これば、損害が発生したときは、双方の金融機関が共同して事故の責任を負い、損害を賠償することになる。

正解率 84%

**正解 (5)**

### ↳ 解説

- (1) 為替取引契約は、為替取扱金融機関が個々の内国為替取引（振込、送金、代金取立、雑為替）に関する取扱上の諸事項（為替通知の授受、為替貸借の決済方法など）について合意したものである。したがって、(1)は正しい。
- (2) 内国為替取引の為替取引契約は、内国為替取扱規則等の規定内容が契約内容であり、為替取引契約を締結した金融機関は、契約先の為替取扱金融機関から振込、送金、代金取立の依頼を受けた場合は、これに応える義務を負うことになる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 為替取引契約の法的性質は、一般に、金融機関相互間で送金や取立を委託し、相手側がこれを承諾することで成立する民法上の「委任契約」（643条）と解されている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 金融機関の間で行われる為替取引には、委任のほかに、資金決済が行われるまで、金融機関でその資金を運用（消費）することができるという民法上の「消費寄託契約」（666条）や為替を取

扱う場合に、まず契約条項にしたがって処理するが、何の取決めがない場合でも、相互に信義誠実を旨として事務を処理する必要があるという民法上の「事務管理」（697条）などの要素が含まれているといわれている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 為替取引の基本となる諸取引事項について、契約内容に違反した取扱いをしたことによって事故が起これば、損害が発生したときは、為替取引契約を守らなかった金融機関において、その事故の責任を負い、損害を賠償することになる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 系統為替取引契約

**問 8** 系統為替取引契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統為替取引契約とは、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の為替取引契約をいう。
- (2) 系統為替取引契約は、為替契約書、為替取扱準則、為替取扱規則およびオンラインシステム利用規則の4つで構成されている。
- (3) 系統為替取引契約は、契約当事者である農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金が、それぞれ為替契約書を相互に取交わして契約を成立させる。
- (4) 系統為替取扱準則は、農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。
- (5) 県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、県内為替取引および

為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。

正解率 32%

正解 (3)



### 解説

- (1) 系統金融機関の為替取引契約は、系統内の場合は、農協、漁協および水加協が所属する信連または信漁連に差入れる為替契約書と、信連および信漁連が農林中金に差入れる為替契約書の連鎖条項に基づき自動的に契約が成立する契約方式である。したがって、(1)は正しい。
- (2) 系統為替取引契約は、為替契約書と内国為替取引や為替決済に関する取扱基準を定める為替取扱準則、為替事務処理法の基準としての為替取扱規則、オンラインシステムの運営ならびに利用に関する事項を定めるオンラインシステム利用規則で構成されている。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統為替取引契約は、契約当事者である農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金が、為替契約書を相互に取交わさず、一方の当事者から相手に為替契約書を差入れることによって契約を成立させることにしている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 農林中金が制定する系統為替取扱準則は、系統金融機関(農協、漁協、水加協、信連、信漁連、農林中金)相互間の県外為替の内国為替取引、為替決済方法等の取扱基準を定めている。したがって、(4)は正しい。

- (5) 信連または信漁連が制定する県内為替取扱規則は、系統内国為替取扱規則の内容を受けて、県内為替取引および為替決済について必要となる具体的な事務取扱手続を定めている。したがって、(5)は正しい。

## 全国銀行内国為替制度

問 9 全国銀行内国為替制度(全銀内為制度)の運営について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 全銀内為制度は、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて、公正かつ円滑に行うための制度である。
- (2) 全銀内為制度には、農林中金、信連、信漁連のほか信用事業を行う農協も加盟している。
- (3) 内国為替取扱規則は、加盟金融機関相互間の内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めた規定である。
- (4) 全銀内為制度における規則体系は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)の定款の規定に基づき業務方法書、業務方法書取扱規則および内国為替取扱規則の3つで構成されている。
- (5) 全銀ネットから出状される諸通達と各地区の銀行協会が制定する手形交換所規則や文書交換規定等も全銀内為制度を補足する規範となっている。

正解率 62%

正解 (4)



### 解説

- (1) 全国銀行内国為替制度(全銀内為制

度)は、法令により内国為替業務を行うことが認められている金融機関を加盟金融機関とし、加盟金融機関相互間において内国為替取引および為替決済を一定のルールに基づいて公正かつ円滑に行うための制度である。したがって、(1)は正しい。

- (2) 全銀内為制度には、法令により内国為替業務を行うことが認められている銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農林中金、信連、信漁連のほか、信用事業を行う農業協同組合、信用組合、労働金庫等の金融機関が加盟している。したがって、(2)は正しい。
- (3) 内国為替取扱規則は、総則、内国為替取扱手続、障害時における内国為替取引の取扱い、内国為替の事故処理、為替貸借の決済、雑則として、内国為替取引に関する具体的な事務手続を定めている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 全銀内為制度における規則体系は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)の定款の規定に基づき、全銀ネット業務方法書、同業務方法書取扱規則、内国為替取扱規則および全銀システム利用規則の4つで構成されている。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 全銀ネットから出状される諸通達と各地区の銀行協会が制定する手形交換所規則や文書交換規定等も全銀内為制度を補足する規範であり、各県の内国為替事務手続は、信用事業規程の下部規定として定められた内部規定であるが、その内容は内国為替取扱規則等に基づいて定められている。したがって、

(5)は正しい。

### 内国為替取引の取扱方式と利用基準

**問 10** 内国為替取引の取扱方式と利用基準について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 内国為替取引の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送および文書為替の3つがある。
- (2) 金融機関が発信するテレ為替は、振込、代金取立および雑為替の3つが取扱いの対象となっている。
- (3) 文書為替は、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込で特に急を要しない振込を取扱いの対象としている。
- (4) 文書為替の交換振込は、振込票を文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済をテレ為替の「請求」で行う方式である。
- (5) 一般通信の通信種目(内訳)は、照会、依頼、連絡の3つである。

正解率 47%

**正解 (3)**

#### 解説

- (1) 内国為替取扱規則に定める内国為替取引の取扱方式には、テレ為替、MTデータ伝送、新ファイル転送および文書為替の4つがあり、これらの取扱方式は、金融機関相互間で授受する為替通知の送達手段によって区分されている。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 金融機関が発信するテレ為替は、振込、送金、代金取立、雑為替と一般通信が取扱いの対象となっている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 文書為替は、金融機関相互間の為替

通知（振込票）を郵送または文書交換等によって授受する方式で、付帯物件付振込および国庫金・公金の振込で特に急を要しない振込を取扱いの対象としている。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。

- (4) 文書為替の交換振込は、振込票を文書交換によって授受し、金融機関間の資金決済を手形交換で行う方式である。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 一般通信の通信種目（内訳）は、照会、依頼、連絡、回答の4つである。したがって、(5)は誤りである。

## ● 振込，送金，雑為替

### 振込の取扱方式

問 11 振込の取扱方式について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替による「当日扱いの振込」は、被仕向店では仕向店から為替通知を受信した当日または翌営業日の営業時間開始時刻までに、受取人口座へ入金しなければならない。
- (2) テレ為替による為替通知の送達時間は、仕向店から被仕向店までおよそ1時間程度である。
- (3) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の7営業日前から1営業日前までの7日間に、振込通知を被仕向店に発信するものである。
- (4) MTデータ伝送の「文書為替」は、振込通知をMTデータ・ファイルの形式により、

取組日の3営業日前から1営業日前、取組日の当日および翌営業日の5日間に発信し、取組日の当日から翌営業日までに受取人の口座に入金する方式である。

- (5) MTデータ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するものであり、為替取引の「先日付振込」と「文書為替」以外の取扱いはできないことになっている。

正解率 69%

正解 (2)



### 解説

- (1) テレ為替による振込のうち「当日扱いの振込」は、仕向店が振込依頼人から振込依頼を受けた当日、直ちに被仕向店へ振込通知（為替通知）を発信し、被仕向店は仕向店から為替通知を受信した当日、受取人の口座に入金する方法である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) テレ為替は、全銀システムや系統為替オンラインシステムなどデータ通信システムのテレ為替機能を利用する取扱方式で、仕向店から被仕向店までおよそ1時間程度で為替通知が送達される取扱いである。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) テレ為替による先日付振込は、振込指定日の5営業日前から1営業日前までの5日間に、振込通知を被仕向店に発信するもので、これを受けた被仕向店は、振込指定日に受取人の口座に入金するものである。したがって、(3)は誤りである。
- (4) MTデータ伝送の「文書為替」は、振込通知をMTデータ・ファイルの形式により、取組日の3営業日前から1営

業日前、取組日の当日および翌営業日の5日間に発信し、取組日の当日から翌々営業日までに受取人の口座に入金する方式である。したがって、(4)は誤りである。

- (5) MT データ伝送は、一時に大量の振込通知をまとめて発受信するものであり、為替取引の「先日付振込」と「文書為替」のほかにも、「給与振込」、「年金振込」、「株式配当金振込」などにも利用できる。したがって、(5)は誤りである。

### 振込取引当事者間の法的性質

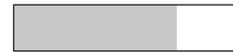
**問 12** 振込取引当事者間の法律関係（法的性質）について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との法律関係は、契約上の法律関係はないが、民法上の信義誠実の原則に則り、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務がある。
- (2) 他行為替における仕向金融機関と被仕向金融機関との法律関係は、委任契約はないが、民法上の事務管理と消費寄託の関係がある。
- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一金融機関の本支店または支店相互間の場合は法律関係はないが、内国為替取扱規則が適用される。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じ、被仕向金融機関は遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っている。
- (5) 振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込依頼を受付けた仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権（貯金債権）を

有する。

正解率 72%

**正解 (4)**



### 解説

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との法律関係は、委任契約（正確には民法656条の準委任契約であるが、委任契約が準用される）であるというのが通説・判例の立場であり、仕向金融機関は委任契約の受任者として、被仕向金融機関に正確に振込通知を発信する義務を負う。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 他行為替における仕向金融機関と被仕向金融機関との法律関係は、委任契約であると同時に、事務管理（民法697条）と消費寄託（民法666条）の関係も含まれていると解されている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 仕向店、被仕向店の両者が同一の金融機関の本支店または支店相互間の場合は、自行為替という同一人格内の処理であることから、内国為替取扱規則が適用されず、法律関係は生じないことになる。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 被仕向金融機関と受取人の関係は、振込契約上の法律関係はないが、振込金が受取人口座に入金されると貯金契約関係が生じ、振込があった場合には、被仕向金融機関は遅滞なく受取人の貯金口座に入金する義務を負っている。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 振込金が貯金口座に入金すると同時に受取人は、振込入金があった被仕向金融機関に対して貯金の払戻請求権（貯

金債権)を取得するという関係になる。  
したがって、(5)は誤りである。

### 内国為替取扱規則における口座相違防止策

**問 13** 内国為替取扱規則に定める仕向金融機関における振込通知の口座相違防止策について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所も電話番号も不明の場合には、振込を受付けることができない。
- (2) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所または電話番号が判明している場合には、そのいずれかを記入するとともに、受取人名の漢字の説明を記入する。
- (3) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。
- (4) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所と電話番号が判明しているときには、住所と電話番号を記入する。
- (5) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときは、そのいずれかを記入するとともに、受取人名の漢字の説明を記入する。

正解率 40%

**正解 (3)**

#### 解説

- (1) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所も電話番号も不明の場合には、受取人名の漢字の説明を記入する。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 貯金種目・口座番号とも不明で、住所または電話番号が判明している場合

には、そのいずれかを記入することとし、受取人名の漢字の説明は不要である。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 口座番号のみ判明している場合は、口座番号を記入し、住所、電話番号、受取人名の漢字の説明は不要である。なお、貯金種目にはスペースを記入する。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所と電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入する。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 貯金種目のみ判明している場合は、貯金種目を記入し、住所または電話番号が判明しているときには、そのいずれかを記入することとし、受取人名の漢字の説明は不要である。したがって、(5)は誤りである。

### 振込契約

**問 14** 振込契約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼(振込契約の申込)と仕向金融機関の承諾によって成立する。
- (2) 振込依頼書の受取人名または金額が訂正されているときは、届出印による訂正または新しい依頼書により書き直してもらう。
- (3) 振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れ、振込金受取書を交付したときは振込契約が成立する。
- (4) 振込規定ひな型では、振込機(ATM)に

よる振込契約の成立時期は、金融機関がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときとしている。

- (5) 電話による振込依頼に対して、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。

正解率 75%

正解 (2)

### 解説

- (1) 振込依頼人と仕向金融機関との間の振込契約は、振込依頼人の仕向金融機関に対する振込の依頼（振込契約の申込）と仕向金融機関の承諾によって成立する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込依頼の受付に際して、振込依頼書の受取人名または金額が訂正されているときは、届出印で訂正することなく、新しい依頼書により書き直してもらうのが実務の取扱いである。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 窓口における振込契約の成立時期は、振込依頼書とともに振込資金と振込手数料を受入れ、振込金受取書を交付したときに振込契約が成立する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 振込機による振込契約の成立時期は、振込規定ひな型では、金融機関がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに振込契約が成立する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 振込の法的性質は委任契約であり、委任契約は申込と承諾により成立する諾成契約の性質を有するので、電話に

よる振込依頼に対して、金融機関が承諾すれば振込契約は成立する。したがって、(5)は正しい。

## 振込資金および振込手数料

問 15 振込資金および振込手数料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統為替の場合に、自己宛小切手を受入れたときは、「タテン」を表示し、「起算日」に資金化日を表示して発信する。
- (2) 他行為替における他店券の受入れは、内国為替取扱規則において「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」としている。
- (3) 本支店為替の場合には、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いが一般的である。
- (4) 振込資金の法的性質は、振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有する。
- (5) 振込手数料の法的性質は、委任事務処理に対する報酬ないし委任事務処理費用と解されている。

正解率 49%

正解 (1)

### 解説

- (1) 系統為替における他店券の受入れは、テレ為替の「当日扱いの振込」に限って、他店小切手を振込資金として受入れることを認めており、自己宛小切手を受入れたときは、為替通知には「タテン」の表示は不要で、「起算日」に資金化日を表示して発信する。したがって、(1)は誤り

であり、これが本問の正解である。

- (2) 他行為替における他店券の受入れは、内国為替取扱規則において「為替通知には他店券受入れの旨の表示を一切記入してはならない」と定め、間接的に他店券を振込資金として受け入れることを禁止している。したがって、(2)は正しい。
- (3) 本支店為替における他店券の受入れは、その性格を預金の窓口入金と考え、万一他店券が不渡になっても被仕向店が自己の本支店であり、受取人への支払いは決済が確定した後でなければ行わないという措置を内部的にとることができることから、内部規定により振込通知に「他店券受入」の表示をして、他店小切手を振込資金とする取扱いをしているのが一般的である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 振込契約の法的性質は委任契約であることから、振込資金の法的性質は、受任者の費用前払請求権（民法 649 条）による振込事務を処理するための事務処理費用であり、委任事務の処理費用としての性質を有することになる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 振込契約においては、振込資金のほか振込手数料を徴求しているが、振込手数料の法的性質は、委任事務処理に対する報酬ないし委任事務処理費用と解されている。したがって、(5)は正しい。

### 犯罪収益移転防止法／取引時確認

問 16 犯罪収益移転防止法における取引時確認等について、誤っているものを1つ選び

なさい。

- (1) 現金による為替取引で金額が 10 万円を超えるものは、特定取引等に該当する。
- (2) 通常の見込で、個人顧客の見込時確認では、「本人特定事項」と「見込を行う目的」および「職業」の3つを確認しなければならない。
- (3) 通常の見込で、法人顧客の見込時確認では、「本人特定事項」と「見込を行う目的」および「事業の内容」の3つを確認しなければならない。
- (4) 高リスク見込の場合は、通常の見込と同様の確認事項に加え、その見込が 200 万円を超える財産の移転を伴うものである場合には、「資産および収入の状況」の確認を行わなければならない。
- (5) 確認記録および見込記録等は、いずれも 7 年間保存しなければならない。

正解率 50%

正解 (3)

### 解説

- (1) 貯金契約の締結、現金の受払いをする見込で金額が 200 万円を超えるもの、現金による為替取引で金額が 10 万円を超えるものは、特定取引等に該当する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 通常の見込で、個人顧客の見込時確認は、「本人特定事項」の確認として運転免許証等の公的書類により氏名、住居および生年月日を確認するとともに、顧客管理事項として顧客からの申告により「見込を行う目的」および「職業」の3つを確認しなければならない。したがって、(2)は正しい。
- (3) 通常の見込で、法人顧客の見込時確

認では、「本人特定事項」として名称および本店または主たる事務所の所在地を確認するとともに、「取引を行う目的」と「事業の内容」および「実質的支配者」の4つを確認しなければならない。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) なりすましの疑いがある取引、または本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引は、「高リスク取引」として、通常の取引と同様の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には、「資産および収入の状況」の確認を行わなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、通常の取引等にかかる契約が終了した日から7年間、特定業務にかかる取引を行った場合には直ちにその取引に関する記録を作成し、当該取引の日から7年間保存しなければならない。したがって、(5)は正しい。

#### 犯罪収益移転防止法/本人特定事項の確認

**問 17** 犯罪収益移転防止法における本人特定事項の確認について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 個人顧客の場合の本人特定事項の確認とは、氏名と住居について公的証明書等により確認することをいう。
- (2) 有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付を受けた日の前3か月以内に作成されたものに

限られる。

- (3) 個人顧客の場合の公的証明書には、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳は認められているが、在留カードや特別永住者証明書は認められていない。
- (4) 法人顧客の本人特定事項の確認では、本人確認書類として登記事項証明書、印鑑登録証明書を確認するだけでよい。
- (5) 本人特定事項の確認において、顧客または代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合または住居等の記載がない場合は、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書など）の提示を受けて住居等の確認を行う。

正解率 74%

正解 (5)



#### 解説

- (1) 本人特定事項の確認は、仮名取引やなりすましによる取引の防止に資するため、個人顧客の場合には、申込書等に記載されている「氏名と住居および生年月日」の3つについて、公的証明書等の記載事項との一致を確認することをいう。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 有効期限のない公的証明書については、原則として、事業者が提示または送付を受けた日の前6か月以内に作成されたものに限られる。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 個人顧客の場合の公的証明書には、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、戸籍謄本、旅券（パスポート）などのほか、在留カードや特別永住者証明書も認められている。したがって、(3)は誤りである。

- (4) 法人顧客の本人特定事項の確認では、登記事項証明書、印鑑登録証明書等により、「法人の名称および本店または主たる事務所の所在地」を確認するほか、当該取引の任に当たっている代表者等について、本人特定事項の確認も必要である。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 本人特定事項の確認において、顧客または代表者等の現在の住居等が本人確認書類と異なる場合または住居等の記載がない場合は、他の本人確認書類や補充書類として納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等の提示を受けて住居等の確認を行う。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

## 振 込 規 定

問 18 振込規定（ひな型）の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込機による振込の依頼内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、組合は責任を負わないとしている。
- (2) 振込通知の発信において、窓口での電信扱いの場合には、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがある。
- (3) 振込契約成立後に振込先の金融機関・店舗名を変更する場合には、組合所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してもらう。
- (4) 振込資金として受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を振込依頼

人に対して通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、これを取消します。

- (5) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、振込依頼人にすみやかに通知し、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続きをとってもらう。

正解率 56%

正解 (3)



### 解 説

- (1) 振込機による振込の依頼内容については、振込機に入力された事項を振込委任の内容としているので、誤入力があった場合は、これによって生じた損害については、当組合は責任を負わないと規定している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込通知の発信において、窓口での電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信すると規定している。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあると規定している。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合には、訂正の手続により取扱うが、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、訂正の手続ではなく、組戻しの手続により取扱うことを規定している。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 振込資金として受入れた証券類が不渡となった場合には、直ちにその旨を

振込依頼人に対して通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消し、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をすると規定している。したがって、(4)は正しい。

- (5) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、振込依頼人にすみやかに通知するので、組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続きをとるよう規定している。したがって、(5)は正しい。

## 振込依頼の受付

**問 19** 振込事務における仕向金融機関の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、受取人名については、氏名を漢字で正確に記入してもらい、氏名にはフリガナを記入してもらう。
- (2) 振込依頼書記入上の留意点として、依頼人の氏名、住所、電話番号は、正確に記入し、氏名にはフリガナを記入してもらう。後日連絡の必要が生じる場合に備えて住所、電話番号は必ず記入してもらう。
- (3) 振込依頼人である顧客が取引時確認に応じない場合には、振込の依頼を拒絶しなければならない。
- (4) 貯金取引先が振込金額を誤記入した場合は、貯金取引印を押印して訂正してもらう。
- (5) 振込資金を現金または有価証券で受入れたときに、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額と振込手数料の合計額が5万円以上の場合、印紙税法にもとづ

いて所定の金額の収入印紙を貼付する。

正解率 94%

**正解 (4)**

### 解説

- (1) 振込依頼書記入上の留意点として、受取人名については、氏名を漢字で正確に記入してもらい、氏名にはフリガナを記入してもらう。この氏名のフリガナは、振込通知において被仕向金融機関へ通知される。したがって、(1)は正しい。
- (2) 振込依頼書記入上の留意点として、依頼人の氏名、住所、電話番号は、正確に記入し、氏名にはフリガナを必ずつけてもらう。住所、電話番号は、後日連絡の必要が生じる場合に備えて必ず記入してもらう。したがって、(2)は正しい。
- (3) 振込依頼人については、犯罪収益移転防止法にもとづいて、現金による10万円を超える振込の場合には、窓口で本人確認書類の提示を求め、本人特定事項の確認を行うことが必要であるが、その際、顧客が取引時確認に応じない場合には、振込の依頼を拒絶しなければならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 貯金取引先が振込金額を誤記入した場合は、振込金額については貯金取引印による訂正ができないことを説明し、新しい依頼書に書き直してもらう。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 振込資金を現金または有価証券で受入れたときは、振込依頼人に発行する振込金受取書には、振込金額と振込手

数料の合計額が5万円以上の場合は、印紙税法にもとづいて所定の金額の収入印紙を貼付する。なお、連合会と農協・漁協、農協・漁協と組合員との取引は営業に関しないものとされ、非課税扱いである。したがって、(5)は正しい。

### 身体障がい者等からの振込依頼の受付

**問 20** 身体障がい者等からの振込依頼の受付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 視覚に障がいのある人等から振込の訂正依頼あるいは組戻依頼を受けた際には、振込依頼書の代筆と同様な取扱いを行う。
- (2) 視覚に障がいのある人等から振込依頼書の代筆を依頼された場合、窓口担当者が顧客本人の自署が困難と判断した場合は、役席者が立会いのもとに窓口担当者が代筆を行う。
- (3) 視覚に障がいのある人等から仕向店が顧客に交付する振込金受取書の代読を依頼されたときは、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認する。
- (4) 視覚に障がいのある人等から同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に行うことができる。
- (5) 視覚に障がいがある人等の同行者にかかる本人確認書類による確認は、顧客本人と生計を共にする親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）で、仕向店の職員と面識のある親族が代筆する場合は省略で

きる。

正解率 25%

正解 (2)



### 解説

- (1) 視覚に障がいのある人等から振込の訂正依頼あるいは組戻依頼を受けた際には、役席者が顧客本人の自署が困難と判断した場合、振込依頼書の代筆と同様な取扱いを行う。したがって、(1)は正しい。
- (2) 視覚に障がいのある人および手が不自由な人から、振込依頼書の代筆を依頼された場合、役席者が顧客本人の自署が困難と判断した場合は、役席者立会いのもとに窓口担当者が代筆を行い、役席者は顧客本人の申出内容と代筆内容が一致していることを確認する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 視覚に障がいのある人等から仕向店が顧客に交付する振込金受取書の代読を依頼されたときは、複数の職員で対応のうえ、一人の職員が交付書類等の記載内容を説明し、立ち会った職員は顧客が説明内容について理解したことを確認し、「代筆・代読記録（視覚障がい者等）」に記録する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 視覚に障がいのある人等から同行者が代筆する旨の申し出があったときは、同行者氏名を本人確認書類により確認し、顧客本人から同行者の氏名および顧客本人との関係を聞き取りにより確認できる場合に行うことができる。この確認ができない場合は、顧客本人と

同行者に職員が代筆する旨を説明し、役席者立会いのうえ職員が代筆する。したがって、(4)は正しい。

- (5) 同行者にかかる本人確認書類による確認は、顧客本人と生計を共にする親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）で、仕向店の職員と面識のある親族が代筆する場合は省略できる。同行者が代筆する場合は、同行者から振込依頼書に顧客本人の氏名に続けて同行者の氏名の記載（代筆者〇〇〇〇と記載）を受け、顧客本人に取引内容を確認のうえ受付ける。したがって、(5)は正しい。

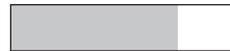
## 為替通知の送達

**問 21** 仕向店における為替通知の送達について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取扱日欄の記入方法として、やむを得ず取組日に発信できず「取扱日」欄に発信日を記入する場合には、「備考」欄に「〇〇—〇〇アツカイ」と取組日を記入する。
- (2) 入金不能時の仕向店照会表示のコードは、照会を必要とする場合は「1」、照会を不要とする場合は「0」を記入する。
- (3) 系統金融機関の「本所」、「本店」を受信店欄に記入する場合は、「ホンシヨ」、「ホンテン」のいずれを記入してもよいことになっている。
- (4) 預貯金種目はコードを使用し、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」、その他は「9」と記入する。
- (5) 付帯物件付振込をテレ為替で取扱うときは、振込通知電文の備考欄に「フタイ—〇〇」として、付帯物件の件数を記入する。

正解率 74%

正解 (2)



### 解説

- (1) 取扱日欄には取組日を記入するが、やむを得ず取組日に発信できず「取扱日」欄に発信日を記入する場合には、「備考」欄に「〇〇—〇〇アツカイ」と取組日を記入する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 入金不能時の仕向店への照会の要否を表示する「付加コード」は、照会を必要とする場合は「0」、照会を不要とする場合は「1」を記入する。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 系統金融機関の「本所」、「本店」を受信店欄に記入する場合は、発信店の確認負荷を軽減するためコンピュータで変換するので「ホンシヨ」、「ホンテン」のいずれを記入してもよいことになっている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 受取人の預貯金種目はコードを使用し、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」、その他は「9」と記入する。その他「9」の場合には、備考欄にその内容を記入する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 付帯物件付振込をテレ為替で取扱うときは、振込通知電文の備考欄に「フタイ—〇〇」として、付帯物件の件数を記入するとともに、その後スペースを挿入のうえ、その内容など連絡事項を記入する。したがって、(5)は正しい。

## 文書為替の取扱い

問 22 文書為替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) メール振込の場合は、郵送途中の偽造振込票の投入などによる事故を防止するため、あらかじめ振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交わしている。
- (2) メール振込および交換振込において為替通知として使用する「振込票」には、「金額・受取人名は訂正いたしません」と記載されており、金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。
- (3) メール振込による通常の振込は、国庫金振込および公金の振込を対象としている。
- (4) 国庫金振込と公金の振込については、銀行間手数料の授受の対象外になっている。
- (5) 交換振込における付帯物件付振込については、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合で、急を要しないものであっても、取組日の翌営業日までに持出さなければならない。

正解率 49%

正解 (5)

### 解説

- (1) メール振込の場合には、振込票を郵送により振込センター間で授受することになっているため、郵送途中の偽造振込票の投入などによる事故を防止するため、あらかじめ振込センターの使用印鑑を加盟金融機関間で取交わしている。したがって、(1)は正しい。
- (2) メール振込および交換振込において為替通知として使用する「振込票」は、その重要性に鑑み、規格、様式は内国

為替取扱規則に定められたものを使用することになっている。また、振込票の金額および受取人名はいかなる場合も訂正することはできない。したがって、(2)は正しい。

- (3) メール振込による付帯物件の付かない通常の振込の取扱いは、国庫金振込および公金の振込を対象としている。したがって、(3)は正しい。
- (4) 国庫金振込と公金の振込については、銀行間手数料の授受の対象外になっているため、「一般の振込」分と区別するため、振込票送付書の右辺余白に公金である旨の表示をゴム印などにより行う。したがって、(4)は正しい。
- (5) 交換振込における付帯物件付振込については、仕向店と被仕向店とが同一の手形交換地域内に所在する場合で、急を要しないものに限り、取組日の翌々営業日の文書交換に持出すことができる。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 組戻の取扱い

問 23 仕向店における組戻の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

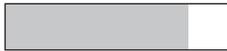
- (1) 組戻の法的性質は、委任契約の解除としての性格を有している。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、組戻依頼人に記入してもらった組戻依頼書とともに振込金受取書および組戻手数料を提出してもらい、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認する。
- (3) 組戻依頼人が貯金者（取引先）でない場合は、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同

一であるかどうか照合する他、運転免許証等身分証明となる書面などにより慎重に調査する。

- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、組戻用文書またはテレ為替のいずれかで取扱う。
- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないのので、返金になるまで時間がかかることを説明する。

正解率 81%

**正解** (4)



### 解説

- (1) 組戻の法的性質は、依頼人と仕向金融機関の間の為替契約の法的性質が一般に委任契約と解されていることから、委任契約の解除としての性格を有している。したがって、(1)は正しい。
- (2) 組戻の依頼を受けたときは、委任契約の解除は委任契約の当事者しかできないことから、組戻依頼人に記入してもらった組戻依頼書とともに振込金受取書および組戻手数料を提出してもらい、組戻依頼人が振込依頼人本人であることを確認したうえ受付ける。したがって、(2)は正しい。
- (3) 組戻依頼人が貯金者（取引先）でない場合は、委任契約の解除は委任契約の当事者しかできないことから、組戻依頼書と振込依頼書の筆跡が同一であるかどうか照合する他、運転免許証等身分証明となる書面などにより慎重に調査する。したがって、(3)は正しい。
- (4) 文書為替で取扱った振込の組戻は、すべてテレ為替で取扱うことになって

いる。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 組戻は、その振込が被仕向店において既に受取人口座に入金ずみの場合には、受取人の貯金債権ができていることから、受取人の承諾がなければ振込金は返戻されないのので、返金になるまで多少時間がかかることを説明して受付ける。したがって、(5)は正しい。

### 振込金の貯金口座への入金

**問 24** 被仕向金融機関の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替の為替通知に「タテン」表示と起算日が「02 - 15」とあった場合は、他店券受入れによる振込なので、この資金の払戻ができるのは、2月16日と17日が営業日の場合においては、2月17日以降である。
- (2) 振込金の貯金口座への入金は、振込規定において、振込による貯金の受入れを約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。
- (3) MT データ伝送の「先日付振込」の入金時期は、テレ為替による場合と異なり振込指定日の前営業日である。
- (4) 文書為替の入金時期は振込票を受領した日である。ただし、メール振込の場合には、自金融機関の振込センターと同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、振込センターが振込票の送付を受けた日の翌々営業日までに入金処理しなければならない。
- (5) 交換振込では、自金融機関の取引店（振込センターまたは交換母店）と同一の手形

交換地域に所在する被仕向店は、文書交換日の当日中に入金処理しなければならない。

正解率 17%

正解 (1)



### 解説

- (1) テレ為替の為替通知に「タテン」表示と起算日が「02 - 15」とあった場合は、他店券受入れによる振込なので、起算日の翌日の為替通信時限まで資金の払戻を留保する。よって、この資金の払戻ができるのは、2月16日と17日が営業日の場合においては、2月17日以降である。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 振込金の貯金口座への入金、貯金規定において、為替による振込金を受入れることを約定しており、振込通知等を受けたら遅滞なく受取人の貯金口座に入金しなければならない。したがって、(2)は誤りである。
- (3) MT データ伝送の「先日付振込」の入金時期は、テレ為替による場合と同じく、振込指定日である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 文書為替の入金時期は振込票を受領した日である。ただし、メール振込の場合には、自金融機関の振込センターと同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、振込センターが振込票の送付を受けた日の翌営業日までに入金処理しなければならない。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 交換振込では、自金融機関の取引店（振込センターまたは交換母店）と同一の手形交換地域に所在する被仕向店は、

文書交換日の翌営業日までに入金処理しなければならない。したがって、(5)は誤りである。

## 入金不能分の処理

**問 25** 被仕向金融機関におけるテレ為替の入金不能分の処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当日扱いの振込で、入金不能時の仕向店照会表示のコードが「照会必要」の場合は、直ちに「一般通信 [照会]」によって仕向店へ照会する。
- (2) 当日扱いの振込で、被仕向店の照会に対し、照会日の翌営業日まで仕向店からの回答がない場合は、回答を待たずに資金を返却することができる。
- (3) 当日扱いの振込で、入金不能分のうち取引解約後、振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記して資金を返送することができる。
- (4) 当日扱いの振込にかかる入金不能分の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」によって行う。
- (5) 先日付振込で、照会無回答分、照会省略分および照会不要分については、振込指定日に仕向店へ資金を返送する場合には、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」により行う。

正解率 72%

正解 (2)



### 解説

- (1) 当日扱いの振込で、入金不能時の仕向店照会表示のコードが「0(照会必要)」の場合は、直ちに「一般通信 [照会]」

によって仕向店へ照会のうえ、仕向店からの組戻依頼または電文の取消・訂正依頼によって処理する。したがって、(1)は正しい。

- (2) 当日扱いの振込で、被仕向店が入金不能分について仕向店宛照会したが、仕向店から照会日の翌々営業日までに回答がない場合は、回答を待たずに資金を返却することができる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 当日扱いの振込で、入金不能分のうち取引解約による口座なしや、相続等による振込入金停止などで返却理由の明確なものについては、仕向店への照会を省略のうえ返却理由を明記して資金を返送することができる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 当日扱いの振込にかかる入金不能分の仕向店への資金の返送は、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」によって行う。「番号」欄以下には原電文の内容を記入し、「照会番号」欄には振込通知の発信番号を記入する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 先日付振込で、照会無回答分、照会省略分および照会不要分について、振込指定日に仕向店へ資金を返送する場合には、「付替 [その他の資金付替 (当日)]」により、必要事項を記入のうえ資金を返送する。電文の記入形式は、当日扱いの振込の場合の取扱いに準じる。したがって、(5)は正しい。

### 被仕向金融機関における組戻の取扱い

問 26 被仕向金融機関における組戻の取扱

いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) テレ為替の当日扱いの振込で、振込通知が未着の場合はその到着を待って、また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。
- (2) 受取人から資金の返金に同意が得られた場合は、通常受取人から貯金払戻請求書または小切手を受取ることにより、資金の返金を受ける。
- (3) 大口内為取引を除く先日付振込について、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、被仕向店は組戻に応じなければならない。
- (4) 既に受取人の口座に入金済みで、受取人からの同意が得られず組戻に応じられない場合には、「一般通信 [回答]」により組戻不承諾の旨を回答する。
- (5) 文書為替による振込の組戻を承諾した場合は、資金を付替で返金するとともに、該当の振込票を仕向店へ郵送で返送する。

正解率 40%

正解 (5)



### 解説

- (1) テレ為替の当日扱いの振込で、振込通知が未着の場合はその到着を待って組戻処理をする。また到着していてもまだ受取人の口座に入金記帳していない場合は、該当する振込通知に基づいて返金処理する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 組戻処理は、既に受取人の口座に入金済みの場合は、必ず受取人に連絡して資金の返金に同意が必要である。同意が得られた場合は、通常受取人から

- 貯金払戻請求書または小切手を受取ったうえで、組戻金の返金を受け、仕向店に返金する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 大口内為取引を除く先日付振込について、振込指定日の前営業日までに組戻依頼を受けた場合には、受取人の口座への入金処理前であるので、被仕向店は組戻依頼に応じなければならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 既に受取人の口座に入金済みで、受取人に連絡したが、事情により受取人からの同意が得られず組戻に応じられない場合には、「一般通信 [回答]」により組戻不承諾の旨を回答する。受取人の同意が得られない場合は、依頼人と受取人の間で解決いただくことになる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 文書為替による振込の組戻は、受取人が承諾した場合は、テレ為替による組戻と同様に資金を付替で返金する。該当の振込票は仕向店へ返送せず、自店の責任において適宜処理する。したがって、(5)が誤りであり、これが本問の正解である。

## 雑為替の取扱い

問 27 雑為替の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 文書為替におけるメール振込の金融機関間の資金決済は、仕向金融機関が被仕向金融機関の取引店（振込センター）に対し「付替」で行う。
- (2) 集中取立・期近手形集中取立の資金を送付する場合は、為替種目「請求」により行う。
- (3) 集中取立・期近手形集中取立の不渡手形

代り金および組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が「請求」で行う。

- (4) ATMの共同利用にかかる銀行間の提携により生ずる加盟銀行間の決済のための資金決済は、内国為替制度上の取引でないので、雑為替の対象外である。
- (5) 雑為替は、取組日当日とする当日扱いのみの取扱いであり、先日付扱いの「付替」、「請求」の取扱いはできない。

正解率 36%

正解 (3)



## 解説

- (1) 文書為替におけるメール振込の金融機関間の資金決済は、被仕向金融機関の取引店（振込センター）が送付された振込票の合計金額で、仕向金融機関（振込センター）に対し、テレ為替により資金請求電文を発信する。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 集中取立・期近手形集中取立の資金を送付する場合は、受託金融機関が委託金融機関宛てに為替種目「付替」により行う。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 集中取立・期近手形集中取立の不渡手形代り金および組戻手形代り金の資金決済は、受託金融機関が委託金融機関宛てに「請求」で行う。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) ATMの共同利用による現金受入支払業務にかかる銀行間の提携に付随して生ずる加盟銀行間の決済のための資金決済は、内国為替制度上の取引ではないが、雑為替の対象として加えられている。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 雑為替は、取組日当日とする当日扱

いの取扱いのほか、先日付扱いの「付替」、 「請求」 の取扱いをしている。したがって、 (5) は誤りである。

## 一般通信の通信種目

問 28 一般通信の通信種目について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 振込で被仕向店から受取人名の照会を受けて、これに回答する場合は「回答」で行う。
- (2) 振込で仕向店に対して、被仕向店から入金不能分の照会は「照会」で行う。
- (3) 振込で被仕向店あてに受取人の口座番号の訂正を依頼する場合は、「訂正」で行う。
- (4) 振込で被仕向店あてに組戻を依頼する場合は、「依頼」で行う。
- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、「連絡」で行う。

正解率 69%

正解 (3)

### 解説

- (1) 振込で被仕向店から受取人名の照会を受けて、仕向店がこれに回答する場合は「回答」で行う。したがって、(1) は正しい。
- (2) 振込で仕向店に対して、被仕向店から入金不能分の照会は「照会」で行う。したがって、(2) は正しい。
- (3) 振込で仕向店が被仕向店に対して、受取人の口座番号の訂正を依頼する場合は、「訂正」ではなく、「依頼」である。したがって、(3) は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 振込で仕向店が被仕向店に対して、組戻を依頼する場合は、「依頼」で行う。

したがって、(4) は正しい。

- (5) 業務上緊急に連絡を必要とする場合は、「連絡」で行う。したがって、(5) は正しい。

## 電文の取消・訂正

問 29 仕向金融機関におけるテレ為替の電文の取消・訂正について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関の錯誤により、振込通知を重複発信したときは、一般通信 [依頼] で組戻を依頼する。
- (2) 「振込 (先日付)」 の振込指定日を誤発信した場合は、一般通信 [依頼] で訂正を依頼する。
- (3) 「振込 (当日)」 の取消は、誤って発信した電文発信日の当日中に取消依頼電文を発信する必要がある。
- (4) 「振込 (先日付)」 の取消依頼電文は、振込指定日の翌営業日までに発信しなければならない。
- (5) 振込で被仕向店あてに取消を依頼するときの取消依頼電文は、一般通信 [取消] で行う。

正解率 41%

正解 (4)

### 解説

- (1) 金融機関の錯誤により、振込通知を重複発信したときは、一般通信 [依頼] で組戻ではなく、取消で依頼する。したがって、(1) は誤りである。
- (2) 「振込 (先日付)」 の振込指定日を誤発信した場合は、一般通信 [依頼] で訂正ではなく、取消で依頼する。した

がって、(2)は誤りである。

- (3) 「振込 (当日)」の取消は、誤って発信した電文発信日の翌営業日までに取消依頼電文を発信する必要がある。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 「振込 (先日付)」の取消依頼電文は、振込指定日の翌営業日までに発信しなければならない。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 振込で被仕向店あてに取消を依頼するときの取消依頼電文は、一般通信〔依頼〕で取消を依頼する。したがって、(5)は誤りである。

### 内国為替取引の事故処理

**問 30** 内国為替取引の事故処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 系統金融機関相互間の内国為替取引にかかわる事故によって損害を生じた場合は、系統内国為替取扱規則の「責任の範囲」で決められた基準によって処理する。
- (2) 内国為替取引にかかわる事故において、関係系統金融機関相互間で解決しない場合は、信連に事故裁定を申請することができる。
- (3) 内国為替取引にかかわる事故において、系統金融機関と銀行等の間で解決しない場合は、農林中金を通じて全銀ネットに事故裁定を申請することができる。
- (4) 組戻手形の代り金の過大請求があった場合、金融機関間で協議のうえ、自己宛小切手等の授受によって決済することができる。
- (5) 金融機関間の資金決済取引で、発信金融機関の過誤によって、受信金融機関に資金負担が生じた場合は、発信金融機関に対して過怠金を請求することができる。

正解率 34%

正解 (2)

### 解説

- (1) 系統金融機関相互間の内国為替取引にかかわる事故によって損害を生じた場合は、系統内国為替取扱規則の「責任の範囲」で決められた基準によって処理する。責任の帰属が不分明の場合には、具体的な事故処理方法について、関係系統金融機関の協議による。したがって、(1)は正しい。
- (2) 内国為替取引にかかわる事故において、関係系統金融機関相互間で解決しない場合は、農林中金に事故裁定を申請することができる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 内国為替取引にかかわる事故において、系統金融機関と銀行等の間で解決しない場合は、農林中金を通じて、全国銀行内国為替制度の裁定機関である全銀ネットに事故裁定を申請することができる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 組戻手形の代り金の過大請求があった場合、雑為替の「電文の取消・訂正」の取扱いによって処理することが原則であるが、その電文の決済日までにこの処理が完了せず、金融機関に資金負担が生じた場合には、金融機関間で協議のうえ、自己宛小切手等の授受によって決済することができる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 金融機関間の資金決済取引で、発信金融機関の過誤によって、受信金融機関に資金負担が生じた場合（集中取立および期近手形集中取立の資金付替電

文の発信漏れを含む)は、発信金融機関に対して過怠金を請求することができる。したがって、(5)は正しい。

## ●代金取立,手形・小切手

### 代金取立の法的性質と当事者の法律関係

問 31 代金取立の法的性質と当事者の法律関係について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が取引先や自己の本支店あるいは他の金融機関から証券類の取立依頼を受け、証券類の取立事務を行うことから、民法に定める委任と解されている。
- (2) 取立依頼人と委託金融機関の関係は、委任契約の当事者関係が存在する。
- (3) 取立依頼人と委託金融機関の関係において、委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める善良なる管理者の注意義務がある。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人の関係および両金融機関で締結された為替取引契約の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。
- (5) 受託金融機関と支払人の関係は、金融機関が取立手形を支払人に呈示し、支払人は手形の支払いに応じることから、代金取立契約が存在する。

正解率 48%

正解 (5)

### 解説

- (1) 代金取立の法的性質は、金融機関が

取引先や自己の本支店あるいは他の金融機関から証券類の取立依頼を受け、この取立事務を行うものであるから、証券類の取立事務の委任、すなわち民法643条以下に定める委任である。したがって、(1)は正しい。

- (2) 取立依頼人と委託金融機関の関係は、手形その他の証券類を委託するものであることから、委任契約の当事者関係が存在する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 取立依頼人と委託金融機関の関係において、委託金融機関は受任者として取立依頼人に対して、民法に定める善良なる管理者の注意義務(644条)をもって取立事務を処理しなければならない。したがって、(3)は正しい。
- (4) 委託金融機関と受託金融機関の関係は、代理人と復代理人(民法104条)の関係および両金融機関で締結された為替取引契約(系統為替取引契約、全国銀行内国為替制度加盟)の定めるところにより事務処理を行うべき関係が存在する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 受託金融機関と支払人との間には、代金取立契約上は直接の契約関係はない。受託金融機関は、取立依頼人の復代理人として、支払人に証券類の支払いを請求する者と支払義務者の関係がある。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

### 代金取立の対象とならない証券類

問 32 代金取立の対象とならない証券類を1つ選びなさい。ただし、証券類は貯金口座

に直ちに受入れできないものとします。

- (1) 約束手形、小切手
- (2) 公社債・利札
- (3) 受付時に金額の確定していない旅館券
- (4) 他の金融機関の預貯金証書、預貯金通帳
- (5) 自店参加の手形交換所で取立ができる小切手

正解率 64%

**正解** (5)

### ↳ 解説

- (1) 代金取立の対象となる取扱証券類は、代金取立規定において、「手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、貯金口座へ直ちに受入れができないものは、代金取立として取扱います」と定めており、約束手形、小切手は代金取立の対象となる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 上記の代金取立規定により、公社債・利札も代金取立の対象となる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 代金取立規定の「その他の証券」として、受付時に金額の確定していない旅館券は、貯金口座へ直ちに受入れができないので、代金取立の対象となる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 代金取立規定の「その他の証券」として、手形交換による呈示ができないものや、預貯金証書、預貯金通帳等の金銭債権を表す証券類も代金取立の対象となる。したがって、(4)は正しい。
- (5) 自店参加の手形交換所で取立ができる小切手は、直ちに貯金口座へ入金できるので、代金取立の対象とならない。したがって、(5)は誤りであり、これが

本問の正解である。

## 代金取立規定（ひな型）

**問 33** 代金取立規定（ひな型）に定める規定の内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 証券類の組戻を依頼する場合には、支払期日の当日までに所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出する。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地は、当組合は補充する義務を負わない。
- (3) 期日入金手形として取扱ったものについては、手形金額を支払期日に貯金元帳へ入金記帳し、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に本店でその決済を確認したうえでなければ支払資金としない。
- (4) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示する義務を負わない。
- (5) 証券類の取立の発送時期については、当組合の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当組合が適当と認める時期、方法により発送する。

正解率 27%

**正解** (1)

### ↳ 解説

- (1) 規定8条1項「証券類の組戻を依頼する場合には、支払期日の前日までに当組合所定の組戻依頼書に貯金取引の届出印を押印して提出してください」とある。したがって、(1)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 規定2条1項「手形要件、小切手要

件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません」とある。したがって、(2)は正しい。

- (3) 規定6条1項「期日入金手形として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に貯金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に本店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません」とある。したがって、(3)は正しい。
- (4) 規定5条1項「引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません」とある。したがって、(4)は正しい。
- (5) 規定4条「証券類の取立を当組合の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当組合が適当と認める時期、方法により発送します」とある。したがって、(5)は正しい。

## 証券類の不渡

**問 34** 代金取立手形として取扱った証券類が不渡になった場合の委託金融機関における取扱について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 不渡になった旨は、直ちに取立依頼人に通知する義務がある。
- (2) 不渡通知は届出の住所あてに発信する。
- (3) 期日入金手形は入金記帳を取消す。
- (4) 不渡となった証券類の返却は受入店にて行う。
- (5) 権利保全手続はいっさい行わない。

正解率 54%

正解 (5)

## 解説

代金取立手形として取扱った証券類が不渡になったときの取扱いは、代金取立規定7条に次の3項目が規定されている。

- ① 証券類が不渡となったときには、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を貯金元帳から引落します。
- ② 不渡となった証券類は本店で返却しますから、当組合所定の受取書に貯金取引の届出印を押印して提出してください。
- ③ 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。したがって、(1)(2)(3)(4)は正しい。
- また、③の記載のとおり、あらかじめ書面による依頼を受けたものについては権利保全手続を行うので、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 手形の裏書と裏書の効力

**問 35** 手形の裏書と裏書の効力について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形法においては、裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされるが、実質的な権利者である場合に限り、手形上の権利を行使することができる。
- (2) 取立委任裏書における裏書人は、手形上の実質的な権利者である。

- (3) 裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者となることを、資格授与的効力という。
- (4) 被裏書人として記載された者に手形上の権利者としての資格が認められることを、権利移転的効力という。
- (5) 裏書人は被裏書人に対しては、手形金額を償還する義務があるという担保的効力はあるが、その後の手形関係人に対しては、担保的効力はない。

正解率 37%

正解 (2)



### 解説

- (1) 手形法（16条1項）においては、裏書の連続した手形の占有者は、適法な所持人とみなされる旨規定されている。この場合、必ずしも実質的な権利者であるかどうかということは問題とせず、裏書が形式的に連続していれば、手形所持人は手形上の権利を行使することができる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 取立委任裏書における裏書人は、自己に代わって手形債権取立の権利を行使する代理権を被裏書人に与えただけであり、裏書人は依然として手形上の実質的な権利者である（手形法18条1項）。したがって、(2)は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 裏書人から被裏書人に、手形上のいっさいの権利が手形とともに移転し、被裏書人が手形上の権利者となることを、「権利移転的効力」（手形法14条1項）という。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 被裏書人として記載された人は、手

形上の権利者としての資格が認められることを、「資格授与的効力」（手形法16条1項）という。したがって、(4)は誤りである。

- (5) 裏書人は被裏書人およびその後の手形関係人に対して支払いの責任を負い、手形が不渡になった場合は、手形所持人に対し、裏書人は手形金額を償還する義務があるという担保的効力（手形法15条1項）がある。したがって、(5)は誤りである。

### 小切手の取扱い

問 36 小切手の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手の支払呈示期間は、振出日を含めて10日間である。
- (2) 支払委託の取消は、呈示期間内のみ効力がある。
- (3) 記名式小切手は譲渡することはできない。
- (4) 小切手に線引をすることができるのは、振出人または所持人である。
- (5) 一般線引を特定線引にすることはできない。

正解率 54%

正解 (4)



### 解説

- (1) 小切手の支払呈示期間は、振出日から10日間（小切手法29条）であるが、期間の初日は算入しないので、振出日を含めて11日間である（11日目が休日の場合は翌取引日）。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 小切手の振出人から、いったん振出

した小切手を支払わないでほしいという「支払委託の取消」は、呈示期間経過後においてのみ取消の効力がある(小切手法32条)。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 小切手は裏書により他の人に譲渡することができるので、記名式小切手または指図式小切手も裏書によって譲渡することができる(小切手法14条)。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 小切手に線引をすることができるのは、振出人または所持人である。(小切手法37条)したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 一般線引を特定線引に変更することはできるが、特定線引を一般線引に変更することはできない(小切手法37条4項)。また、線引や特定線引の被指定銀行の名称を抹消することはできない(小切手法37条5項)。したがって、(5)は誤りである。

## 不渡手形の返還と不渡処分

**問 37** 不渡手形の返還と不渡処分について、正しいものを1つ選びなさい。

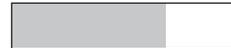
- (1) 東京手形交換所においては、やむを得ない理由により、不渡手形を逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日午前10時までに出金金融機関の店舗に店頭返還することができる。
- (2) 手形・小切手が不渡になった場合、手形交換所規則によって手形・小切手の支払金融機関は不渡返還する手形・小切手に必ず不渡事由を付記することになっているが、不渡事由が「紛失」、「偽造」、「変造」の場合は、

第2号不渡事由として不渡届の提出は不要である。

- (3) 第1号不渡事由の「資金不足」と第2号不渡事由の「契約不履行」とが重複しているときには、第1号不渡事由である「資金不足」が優先する。
- (4) 1回目の不渡手形・小切手の交換日から1年以内に2回目の不渡を出したときに、手形・小切手を不渡とした振出人または引受人は、取引停止処分となる。
- (5) 異議申立にあたって、不渡事由が契約不履行、偽造、変造の場合は、異議申立提供金の免除を請求できる。

正解率 68%

**正解 (3)**



## 解説

- (1) 東京手形交換所においては、不渡返還は交換日の翌営業日の手形交換を利用して返還する(逆交換)が、やむを得ない理由により、不渡手形を逆交換で返還できなかった場合は、交換日の翌営業日「午前11時」までに持出金融機関の店舗に店頭返還することができる。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 手形・小切手が不渡になった場合、手形交換所規則によって手形・小切手の支払金融機関は不渡返還する手形・小切手に必ず不渡事由を付記するとともに、不渡届を提出することになっている。不渡届の提出を要しないものは、「依頼返却」などの0号不渡事由のみであり、「紛失」、「偽造」、「変造」の場合は、第2号不渡事由であるので、第2号不渡届の提出が必要である。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 第1号不渡事由の「資金不足」と第2号不渡事由の「契約不履行」とが重複しているときには、第1号不渡事由である「資金不足」が優先するので、第1号不渡届を提出する。したがって、(3)は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 取引停止報告に基づく処分は、1回目の不渡手形・小切手の交換日から6か月の期間内に、2回目の不渡を出したときに、手形・小切手を不渡とした振出人または引受人は、取引停止処分となる。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 異議申立のできる不渡事由は、第2号不渡事由のみであるが、異議申立にあたって、異議申立提供金の免除を請求できる不渡事由は、偽造と変造のみであるので、契約不履行の場合は異議申立提供金の免除を請求できない。したがって、(5)は誤りである。

## 取立事務の仕組み

**問 38** 代金取立の取立方式、仕組みについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農協（信連の権利義務を承継した農協を除く）、漁協（信漁連の機能を承継した漁協を除く）、水加協の集中取立の仕組みは、自県信連、自県信漁連、農林中金の集手センターを通じて集中取立の取引を行っており、標準的な例では手形期日の15営業日前までにセンターに到着するよう手形の発送を行う。
- (2) 集中取立の対象となる手形の種類は、約束手形と為替手形および小切手のみである。
- (3) 個別取立は、委託店・受託店間で、手形の授受、入金報告または不渡通知を手形1件単位で行う方式である。
- (4) 集中取立は期日当日の業務開始後、集中取立手形明細票により依頼人の貯金口座に入金し、払戻可能日は期日の翌々営業日である。
- (5) 代金取立における委託店の事務を大別すると、①受付・点検、②取立依頼、③期日管理、④入金処理、⑤不渡処理、⑥組戻処理に区分される。

正解率 45%

正解 (2)



## 解説

- (1) 農協、漁協、水加協は、集手センターを設置せず、自県信連、自県信漁連、農林中金の集手センターを通じて集中取立の取引を行っている。全銀内為制度の集中センター間では7営業日前までに手形を授受しなければならないので、自県信連等の集手センターまでの送達日数、作業日数を加味して、標準的な例では手形期日の15営業日前までに集手センターに到着するよう発送を行う。したがって、(1)は正しい。
- (2) 集中取立の対象となる手形の種類は、特殊な手続を要しない約束手形と為替手形のみであり、小切手は期近手形集中取立または個別取立で取立てる。したがって、(2)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 集中取立の対象とならない手形類を取立てる個別取立は、委託店・受託店間で、手形の授受、入金報告または不渡通知を手形1件単位で行う方式である。したがって、(3)は正しい。
- (4) 集中取立は期日当日の業務開始後、集中取立手形明細票により依頼人の貯

金口座に入金し、払戻可能日は期日の翌々営業日である。したがって、(4)は正しい。

- (5) 代金取立における委託店の事務を大別すると、①受付・点検、②取立依頼、③期日管理（手形類と帳票）、④入金処理、⑤不渡処理、⑥組戻処理に区分される。したがって、(5)は正しい。

## 不 渡 の 処 理

問 39 不渡手形の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形類が不渡となったときは、交換持出手形については、支払金融機関が不渡宣言の付箋を貼付（小切手の場合は小切手面に不渡宣言の記載）するので、内容を点検し、内容を点検し、例えば自店の交換印を取消す。
- (2) 依頼人への不渡手形の返却は、依頼人から返却手形受取書と不渡手数料を受け取り、受取書の受領印を貯金取引用の届出印と照合し、依頼人本人であることを確認する。
- (3) 個別取立において、不渡通知発信票を作成し発信する場合、「金額欄」は手形金額を記入する。
- (4) 委託店へ不渡手形を郵送で返却する場合は、返却手形送達状を添付して、書留または簡易書留郵便を利用する。
- (5) 委託店の事務として、不渡手形を依頼人へ返却する際は、取立委任裏書（またはスタンプ）を抹消して、不渡手形を返却する。

正解率 54%

正解 (3)

### 解説

- (1) 手形類が不渡となったときは、交換

持出手形については、支払金融機関が不渡宣言の付箋を貼付（小切手の場合は小切手面に不渡宣言の記載）するので、内容を点検し、例えば自店の交換印を取消す。また、不渡手形の記載されている集手明細票、または個別取立手形送達状（入金票）の該当欄に不渡の旨の表示を行う。したがって、(1)は正しい。

- (2) 依頼人への不渡手形の返却は、依頼人から返却手形受取書と不渡手数料を受け取り、受取書の受領印を貯金取引用の届出印と照合し、委任契約の当事者である依頼人本人であることを確認する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 個別取立の手形を不渡にする場合は、不渡通知発信票を作成し、通信種目「個別取立 [不渡通知]」によって発信するが、所定の通知事項のうち「金額欄」は「0」を記入する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 委託店へ不渡手形を郵送で返却する場合は、取立方式の如何にかかわらず返却手形送達状を添付して、書留または簡易書留郵便を利用する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 取立委任裏書（スタンプ）は、金融機関相互において手形の取立委任を行うためにのみ使用されるものであるため委託店の事務として、不渡手形を依頼人へ返却する際は、取立委任裏書（またはスタンプ）を抹消して、不渡手形を返却する。したがって、(5)は正しい。

## 組 戻 の 処 理

問 40 取立手形の組戻処理について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 委託店は、取立依頼人から組戻の申出があったときは、取立手形組戻依頼書と代金取立手形預り証の提出を求める。
- (2) 委託店は、取立手形組戻依頼書に基づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、「一般通信 [依頼]」により発信する。
- (3) 受託店の処理として、組戻依頼が集中取立の場合は、応諾する場合の回答は「一般通信 [回答]」によって発信するが、不承諾の場合の回答は「一般通信 [連絡]」によって発信する。
- (4) 受託店が組戻手形を手形交換にすでに持出済の場合は、手形交換所所定の方法により、役席者から支払金融機関の役席者に対して「依頼返却」の手続きを行う。
- (5) 受託店は、集中取立にかかる組戻分の資金請求を、期日またはその翌営業日に組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求 [集手・期近の不渡通知]」により資金を請求する。

正解率 46%

正解 (3)



### ↳ 解 説

- (1) 委託店は、取立依頼人から組戻の申出があったときは、取立手形組戻依頼書と代金取立手形預り証の提出を求め、組戻依頼書に押捺された印影を貯金取引用の届出印鑑と照合し、組戻依頼人が取立依頼人本人であることを確認する。したがって、(1)は正しい。
- (2) 委託店は、取立手形組戻依頼書に基

づいて、代金取立手形組戻依頼発信票を作成し、「一般通信 [依頼]」により発信する。受信店名は、集中取立の場合は自農協・漁協・水加協の集中店、個別取立の場合は受託店とする。したがって、(2)は正しい。

- (3) 受託店の処理として、組戻依頼が集中取立の場合は、組戻しを応諾する場合の回答は「一般通信 [回答]」によって発信するが、不承諾の場合の回答も「一般通信 [回答]」によって発信する。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 受託店が組戻手形を手形交換にすでに持出済の場合は、手形交換所所定の方法により、役席者から支払金融機関の役席者に対して「依頼返却」の手続きを行い、その可否を確認する。したがって、(4)は正しい。
- (5) 受託店は、集中取立にかかる組戻分の資金請求を、期日またはその翌営業日に組戻手形1件ごとに不渡・資金請求発信票を作成して、委託店へ「請求 [集手・期近の不渡通知]」(不渡理由コード「8」)により資金を請求する。したがって、(5)は正しい。

## ● 決 済 業 務

### 公 金 の 制 度

問 41 公金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する

資金のことを指すが、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことである。

- (2) 公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。
- (3) 国庫とは、現金や預金を含み、有価証券や不動産などは除かれる。
- (4) 国庫金の種類は、日本銀行国庫金取扱規程において、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金などがある。
- (5) 歳入金は、国の予算制度上、毎年度ごとに一般会計と特別会計に区分して予算に計上される。

正解率 68%

**正解 (3)**

### → 解説

- (1) 公金とは、通常、公の経済部門に属する資金のことを指すが、狭義には「政府の財政資金」と「地方公共団体の財政資金」のことを意味する。広義にはこのほか公庫の資金も含めた資金のことを公金と呼んでいる。したがって、(1)は正しい。
- (2) 国や都道府県・市町村(地方公共団体)の収入、支出されるすべての資金を財政資金といい、公金の種類には、国家財政資金の中心となる「国庫金」と地方財政資金としての「地方公金」とがある。したがって、(2)は正しい。
- (3) 国庫とは、国の所有となる現金や預金のほか、有価証券や不動産など膨大な財産が含まれている。したがって、(3)は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) 国庫金の種類は、日本銀行国庫金取扱規程4条において、歳入金、歳出金、国税収納金整理資金、預託金、保管金、財政融資資金預託金、その他の国庫金に分類されている。したがって、(4)は正しい。
- (5) 歳入金は、国の種々の需要を満たすための支払いの財源となる現金で、一会計年度内に収納されるものをいい、国の予算制度上、毎年度ごとに一般会計と特別会計に区分して予算に計上される。したがって、(5)は正しい。

## 国庫金振込の仕組み

**問 42** 国庫金振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 農協・漁協の店舗における国庫金振込の事務取扱いは、信連、信漁連の復代理人として取扱っている。
- (2) 国庫金振込の事務を取扱う店舗は、日本銀行から取扱いの承認を受けた歳入代理店の指定店舗に限られている。
- (3) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の振込要項と一致する貯金口座がなかった場合は、被仕向店の判断により入金してはならない。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日まで、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あて発信し、資金返金処理を行う。
- (5) 国庫金振込事務に関する関係帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議の作成や、シュレッダー等の廃棄時の職員の立合いは不要である。

る。

正解率 5%

正解 (4)

### 解説

- (1) 国庫金振込の取扱いについては、信連・信漁連の店舗は農林中金の代理店として、農協・漁協の店舗における国庫金振込の事務取扱いは農林中金の復代理店として取扱っている。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 国庫金振込の事務を取扱う店舗は、日本銀行から取扱いの承認を受けた国振指定店舗に限られている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 歳出金集中払・国税還付金の振込事務で、国庫金振込明細票等による取扱いにおいて、振込明細の振込要項（受取人氏名、貯金口座番号など）と一致する貯金口座がなかった場合、相当の注意をもって受取人の貯金口座を特定できた場合は、被仕向店の判断により入金することができる。したがって、(3)は誤りである。
- (4) テレ為替による歳出金集中払振込において、入金不能となった場合、被仕向店は振込依頼日当日から翌6営業日までに、テレ為替により振込返却明細を日本銀行本店あて発信し、資金返金処理を行う。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 国庫金振込事務に関する関係帳票は、個人情報を含んでいるので、国振帳票の廃棄にあたっては、廃棄稟議を作成し、シュレッダー等の確実に廃棄できる方法で職員2名以上（管理職立会い）

により確実に廃棄する。したがって、(5)は誤りである。

## 公 的 年 金 制 度

問 43 公的年金制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されるが、65歳に達して被保険者・組合員等の期間を所定規定にもとづき合算して20年を満たしていることが支給要件である。
- (2) 老齢基礎年金の満額支給は、25年間保険料を納付した場合である。
- (3) 老齢基礎年金の計算において、保険料免除期間（月数）は年金額の計算には含まれない。
- (4) 厚生年金の保険料は、事業主が3分の1を負担し、被保険者が3分の2を負担している。
- (5) 老齢基礎年金を受けられる人が、厚生年金に1か月でも加入したことがあれば、老齢厚生年金が受けられる。

正解率 27%

正解 (5)

### 解説

- (1) 国民年金から支給される老齢基礎年金は、65歳に達したときから支給されるが、65歳に達して被保険者・組合員等の期間を所定規定にもとづき合算して25年を満たしていることが支給要件である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) 老齢基礎年金の満額支給は、20歳から60歳に達するまで40年間の国民年金の被保険者期間について、すべて保

険料を納付した場合に支給される。したがって、(2)は誤りである。

- (3) 老齢基礎年金の計算において、保険料免除期間(月数)には、1/4免除、半額免除、3/4免除、全額免除があり、免除期間に応じてそれぞれ年金額の計算に含まれる。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 厚生年金保険の保険料は、被保険者の標準報酬月額と賞与の額に所定の保険料率をかけて計算し、事業主と被保険者が折半で負担している。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 老齢基礎年金を受けられる人が、厚生年金保険に1か月でも加入したことがあれば、報酬比例の年金額、経過的加算額および加給年金額を加算した額の老齢厚生年金を受けられる。したがって、(5)は正しく、これが本問の正解である。

## 給 与 振 込 の 事 務

**問 44** 給与振込の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 仕向金融機関における受給者の口座相違防止として、振込通知の記載では受給者名と口座番号の2つが必須要件である。
- (2) テレ為替方式による振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の7営業日前から2営業日前までとなっている。
- (3) テレ為替方式による振込通知の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」、その他は「9」の略語を使用する。
- (4) 被仕向金融機関は、振込指定日の午前10時(国家公務員の給与振込は営業開始時

刻)から支払いができるように入金処理しなければならない。

- (5) 被仕向店は、入金不能が発生した場合、為替担当役員者相互間による電話連絡を省略し、すみやかに仕向店へ雑為替「付替[その他の資金付替(当日)]」により資金を返送する。

正解率 55%

**正解 (4)**

### 解 説

- (1) 仕向金融機関における給与振込の受給者の口座相違防止として、振込通知に給与の受給者名のほか貯金種目、口座番号の3つが必須要件である。したがって、(1)は誤りである。
- (2) テレ為替方式による給与振込の振込通知の発信日の範囲は、振込指定日の5営業日前から2営業日前までの4日間となっている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) テレ為替方式による給与振込の振込通知の貯金種目コードは、普通貯金は「1」、当座貯金は「2」、貯蓄貯金は「4」の略語を使用し、その他の「9」は使用しないことになっている。したがって、(3)は誤りである。
- (4) 被仕向金融機関は、金融機関と企業等との「給与振込に関する協定書」に基づき振込指定日の午前10時(国家公務員の給与振込は営業開始時刻)から支払いができるように入金処理しなければならない。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 給与振込の被仕向店は、入金不能が発生した場合には、すみやかに電話で

仕向店の為替担当役席者に連絡するとともに、直ちに仕向店へ雑為替「付替[その他の資金付替(当日)]」により資金を返送する。したがって、(5)は誤りである。

## 年 金 振 込

問 45) 年金振込の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国庫金扱いの年金振込の対象(国庫金年金)は、国民年金、厚生年金、船員保険年金、労災年金である。
- (2) 民間資金扱いの年金振込の対象となるものは、各種共済組合等から支払われる年金給付金で、国家公務員共済組合年金などの公的年金と、企業年金などの私的年金である。
- (3) 各共済組合の支払時期は、国民年金の基礎年金の支給時期に合わせて、定時払年金の支給月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回である。
- (4) 国庫金扱い年金の振込指定日または民間資金扱い年金の支払い開始日の定めがある年金給付金については、原則として振込指定日または支払開始日の当日に払戻しができるように、年金受給者本人の貯金口座に振込まなければならない。
- (5) 国民年金や厚生年金などにおいて、年金受給者が年金支給官署等へ提出する年金請求書等または支払機関変更届等には、金融機関の確認印(証明印)は不要である。

正解率 82%

正解 (5)

### 解説

- (1) 国庫金扱いの年金振込の対象(国庫

金年金)は、国から支払われる国民年金、厚生年金、船員保険年金、労災年金の4つの年金で、農林中金が定めた国庫金振込事務手続によって処理する。したがって、(1)は正しい。

- (2) 民間資金扱いの年金振込の対象となるものは、各種共済組合等から支払われる年金給付金で、国家公務員共済組合年金、地方公務員等共済組合年金、農林漁業団体職員共済組合年金などの公的年金と、企業年金、国民年金基金などの私的年金で、系統金融機関相互間においては、農林中金が定めた系統振込代理事務取扱要領によって処理する。したがって、(2)は正しい。
- (3) 各共済組合の年金給付の支払時期は、定額部分を基礎年金として国民年金から支給されるので、国民年金の基礎年金の支給時期に合わせて、定時払年金の支給月は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回である。したがって、(3)は正しい
- (4) 年金給付金の振込については年金支給機関からその元受金融機関に、年金給付金の個人別明細と振込資金が交付されるので、国庫金扱い年金の振込指定日または民間資金扱い年金の支払開始日の定めがある年金給付金については、原則として振込指定日または支払開始日の当日に払戻しができるように、年金受給者本人の貯金口座に振込まなければならない。したがって、(4)は正しい。
- (5) 国民年金、厚生年金、農林年金などにおいて、年金受給者が年金支給官署等へ提出する年金請求書等または支払

機関変更届等には、金融機関の確認印（証明印）が必要であるので、年金受給者から年金請求書等の提出を受けた場合には、記入事項を確実に点検したうえで確認印を押印する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。

## 口座振替の取扱い

問 46 口座振替の取扱いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収納機関、貯金者（利用者）の三者で、三者の法律関係は委任契約とされている。
- (2) 口座振替の金融機関のメリットとしては、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ取引が定着化することと、当座性の資金が滞留し貯金の増加につながるなどがあげられる。
- (3) 系統の口座振替の仕組みで最も多い例は、信連・信漁連が収納機関と委託契約を結び、農協・漁協との間で再委託契約を行って、実務は個々の農協・漁協の本支所が行う方式である。
- (4) 口座振替の振替日は、貯金者の希望する振替日を振替指定日とする。
- (5) 口座振替の取扱データが磁気テープ等の場合は、農協・信連間、漁協・信漁連間委託に基づき、センターカット方式により、電算センターにおいて農協・漁協の貯金者口座から個別に請求金額の引落処理が行われる。

正解率 89%

正解 (4)

### 解説

- (1) 口座振替の当事者は、金融機関、収

納機関、貯金者（利用者）の三者で、それぞれ相互に契約を取り交わすことによって三者関係が成立し、この三者の法律関係は委任契約（民法643条）とされている。したがって、(1)は正しい。

- (2) 口座振替は、三者三様のメリットがあるが、金融機関のメリットとしては、貯金者と安定的な継続取引のパイプができ取引が定着化すること、当座性の資金が滞留し貯金の増加につながることで、収納機関から口座振替の手数料が得られることなどがあげられる。したがって、(2)は正しい。
- (3) 系統で最も多く取扱われている口座振替は、公共料金などほとんどが、信連・信漁連契約、農協・漁協取扱い方式が一般的で、これが系統の特徴といえる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 口座振替の振替日は、貯金者の希望する振替日ではなく、信連・信漁連と収納機関が特定の日を協議のうえ取り決める。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 口座振替の取扱データが磁気テープまたはフロッピーディスク等の場合は、農協・信連間、漁協・信漁連間委託に基づき、センターカット方式により、各電算センターにおいて農協・漁協の貯金者口座から個別に請求金額の引落処理が行われる。したがって、(5)は正しい。

## 歳入金の取扱い

問 47 歳入金の取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 歳入金の代表的なものとしては、法人税・所得税・消費税のほか、国民年金保険料などがある。
- (2) 歳入金の受入事務において、オンライン取次方式による農協等の窓口で受入れることができる歳入金は、国税収納金整理資金に限られている。
- (3) 歳入金の受入事務において、交通反則金についてのみ関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎても受入れることができる。
- (4) 歳入金の受入事務において、納付金額の合計金額が訂正されている場合は、納付者の訂正印があれば受入れることができる。
- (5) 系統金融機関の歳入金取扱店舗窓口では、国庫金である、返納金納入告知書、返納金納付書は受入れることができる。

正解率 54%

正解 (1)



## 解説

- (1) 社会保障、教育、文化等の一般的な行政のほかに種々の経済活動に要する支払いの財源となる国の収入金を歳入金といい、歳入金の代表的なものとしては、法人税・所得税・消費税等の税金のほか、社会保険料、交通反則金、国民年金保険料などがある。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 歳入金の受入事務において、オンライン取次方式による農協等の窓口で受入れることができる歳入金は、一般会計および特別会計の歳入金と国税収納金整理資金に限られている。したがって、(2)は誤りである。
- (3) 歳入金の受入事務において、納付期

限の確認は原則として不要であるが、交通反則金についてのみ関係官庁の強い要請があり、納付期限を過ぎたものは受入れないように注意する。したがって、(3)は誤りである。

- (4) 歳入金の受入事務において、金額のなぞり書きや納付金額が「0」のものは受入れできない。また、納付金額の合計金額が訂正されている場合は、納付者の訂正印があっても受入れることができない。したがって、(4)は誤りである。
- (5) 系統金融機関の歳入金取扱店舗窓口では、国庫金である、返納金納入告知書、返納金納付書は受入れることができないので、窓口で受付けたときは、最寄りの日本銀行本支店または一般代理店へ納付するよう説明する。したがって、(5)は誤りである。

## マルチペイメントネットワークシステム (MPN)

**問 48** マルチペイメントネットワークシステム (MPN) について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) MPNには、系統では、農林中金が業態会員として、農協・信連、漁協、信漁連が準会員として参加している。
- (2) MPNによる収納サービスでは、公共料金・税金等の支払いが窓口、ATM、パソコン、モバイルなどで可能である。
- (3) 利用者がMPNの収納サービスが利用できるのは、「ペイジーマーク」(Pay-easy)のついた納付書に限られる。
- (4) 系統では、MPNによる収納サービスを、窓口での収納は扱っているが、インターネットバンクでの収納は扱っていない。

- (5) MPNの導入によるメリットは、農協・漁協では帳票による収納に比べて、納付書の仕分けや発送作業等に伴う事務処理負担が軽減される。

正解率 76%

正解 (4)



### 解説

- (1) MPNによる収納ができるのは金融機関のみであり、系統では、農林中金が業態会員として、農協・信連、漁協・信漁連が準会員として参加している。したがって、(1)は正しい。
- (2) MPNによる収納サービスは、顧客が公共料金・税金等を金融機関の窓口のほか、ATM、パソコン、モバイルなどを利用して支払うことができ、即時に支払情報（消込情報）が収納機関に通知される。したがって、(2)は正しい。
- (3) 利用者がMPNの収納サービスが利用できるのは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構の「ペイジーマーク」(Pay-easy)のついた納付書に限られる。したがって、(3)は正しい。
- (4) 系統では、MPNによる収納サービスを取扱っており、窓口での収納のほか、インターネットバンク（JAネットバンク・JFマリンネットバンク）での収納の取扱いをしている。したがって、(4)は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) MPNの導入によるメリットは、窓口端末機に情報を入力することにより、収納済の情報が即時に電子データで収納機関に伝わるため、帳票による収納に比べて、納付書の仕分けや発送作業

等に伴う事務処理負担が軽減されることである。したがって、(5)は正しい。

## 系統のクレジットカード

問 49 系統のクレジットカード「JAカード・マリクレジットカード」の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) クレジットカードの基本機能は、ショッピングとキャッシングの2つの機能である。
- (2) JAカード・マリクレジット（一般カード）の次年度の年会費は、ショッピング利用が年間10万円以上または電気料金の支払い、携帯電話料金の支払いのいずれかを満たせば無料となる。
- (3) JAカード・マリクレジットカード（ゴールドカード）の年会費は、家族2名まで無料である。
- (4) JAカード・マリクレジットカードのキャッシング（1回払い）の融資利率は、18.00%である。
- (5) JAカード・マリクレジットカードの一般カードとゴールドカードには、国内旅行傷害保険と海外旅行傷害保険が付保されている。

正解率 32%

正解 (4)



### 解説

- (1) クレジットカードの基本機能は、1回払い、ボーナス払い、リボルビング払いなどのショッピング機能とATMを利用して一時的に現金を用立てできるキャッシング機能および借入れができるローン機能の3つがある。したがって、(1)は誤りである。
- (2) JAカード・マリクレジット（一般

カード)の次年度の年会費は、ショッピング利用が年間12万円以上または電気料金の支払い、携帯電話料金の支払いのいずれかを満たせば年会費が無料となる。したがって、(2)は誤りである。

- (3) JAカード・マリンクレジットカード(ゴールドカード)の年会費は、家族3名まで無料である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) JAカード・マリンクレジットカード(一般カードおよびゴールドカード)のキャッシング(1回払い)の融資利率は、年18.00%である。したがって、(4)は正しく、これが本問の正解である。
- (5) JAカード・マリンクレジットカードの一般カードには、海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害)が2,000万円、ゴールドカードには、国内旅行傷害保険(死亡・後遺障害)が5,000万円および海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害)が5,000万円付保されている。したがって、(5)は誤りである。

## デビットカードの取扱い

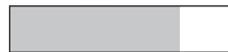
**問 50** デビットカードの取扱いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) デビットカードを加盟店で利用しても、利用者の利用手数料はかからない。
- (2) 利用者の利用代金の支払方法には、2回までの分割払いがある。
- (3) デビットカードの利用時間は、加盟店の営業時間内で、かつ、午後11時までである。
- (4) 利用者の利用代金の決済には、総合口座は利用できない。
- (5) デビットカードとして利用できるキャッ

シュカードは、カードに「Debit」の機能が登録されている特別に作成したカードに限られる。

正解率 75%

正解 (1)



## 解説

- (1) キャッシュカードに「買い物などの代金を支払う機能」を付けたものがデビットカードで、デビットカードを加盟店で利用しても、利用者の利用手数料はかからない。したがって、(1)は正しく、これが本問の正解である。
- (2) デビットカードの利用代金の支払方法は、加盟店に設置してある専用端末機にキャッシュカードを挿入し、利用者が商品代金等の支払金額を確認して暗証番号を入力すると、代金は利用者の貯金口座から即座に引落されるので、分割払いの取扱いはない。したがって、(2)は誤りである。
- (3) デビットカードの利用時間は、加盟店の営業時間内で、かつ、取扱金融機関の稼働時間内である。したがって、(3)は誤りである。
- (4) デビットカードとして利用した利用代金の決済には、総合口座の貸越も利用できる。したがって、(4)は誤りである。
- (5) デビットカードは、カードに「Debit」(即時支払いという意味)の機能を登録した特別のカードを発行するわけではなく、手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとして使用できる。したがって、(5)は誤りである。

## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	2	11	2	21	2	31	5	41	3
2	5	12	4	22	5	32	5	42	4
3	5	13	3	23	4	33	1	43	5
4	3	14	2	24	1	34	5	44	4
5	2	15	1	25	2	35	2	45	5
6	4	16	3	26	5	36	4	46	4
7	5	17	5	27	3	37	3	47	1
8	3	18	3	28	3	38	2	48	4
9	4	19	4	29	4	39	3	49	4
10	3	20	2	30	2	40	3	50	1